

# 屋外広告物許可等事務取扱要領

令和3年4月

北海道建設部まちづくり局都市計画課

## 目 次

第 1 趣旨	1
第 2 許可事務等の処理	1
1 標準処理期間	1
2 決裁	1
第 3 新規許可申請の審査	2
1 書類審査	2
(1) 申請書記載事項の確認	2
ア 出願者等	2
イ 管理者	4
ウ 表示又は設置の場所（移動するものにあつては、その範囲）	4
エ 表示又は設置の期間	4
オ 広告物の態様	4
カ 関係法令との適合性	13
キ 道路法による占有許可	13
ク 建築基準法による工作物の確認	13
ケ その他の法令による許可・届出	13
コ 工事完成予定年月日	13
サ 工事施工者及び広告意匠設計者	14
シ 地域の区分	14
ス 表示又は設置の限度	20
(2) 添付書類の確認	24
ア 付近見取図	24
イ 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面（照明を伴うときは、その旨を明示したもの）	24
ウ 表示し、又は設置する場所若しくは物件が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書又は許可書の写し	25

(3)	添付書類の省略	-----	25
(4)	電柱広告物の特例	-----	25
ア	記載方法	-----	25
イ	添付書類	-----	25
(5)	許可申請手数料	-----	26
ア	許可申請手数料の算定	-----	26
イ	北海道収入証紙の取扱い	-----	29
ウ	手数料の確認	-----	31
エ	手数料算出根拠の記載	-----	31
オ	手数料の減免	-----	31
2	許可申請書の受理及び処分決定	-----	31
(1)	許可申請書の受理	-----	31
(2)	許可基準の運用	-----	32
(3)	処分の決定	-----	32
ア	許可処分	-----	32
イ	不許可処分	-----	34
(4)	許可証票の交付等	-----	39
ア	許可証票の交付等	-----	39
イ	許可証票の管理	-----	39
(5)	屋外広告物許可台帳及び資料の整理・保存	-----	43
第4	変更許可申請の審査	-----	44
1	申請書記載事項の確認	-----	44
2	添付書類の確認	-----	44
3	変更許可の有効期間と許可申請手数料の取扱い	-----	44
4	自家用広告物の表示面積の控除の取扱い	-----	46
5	変更許可申請とならない変更等	-----	46
6	複数の広告物を一の申請で許可している場合の特例	-----	46
7	経過措置の適用を受ける場合の取扱い	-----	46
8	その他	-----	47

第 5	継続許可申請の審査	-----	48
1	申請書記載事項の確認	-----	48
	(1) 継続しようとする期間	-----	48
	(2) 道路法による占有許可その他の法令による許可・届出	----	48
2	添付書類の確認	-----	48
3	許可申請手数料の確認	-----	53
4	許可の有効期間	-----	53
5	経過措置の適用を受ける場合の取扱い	-----	53
6	継続許可申請の提出時期	-----	53
7	その他	-----	53
第 6	条例第 6 条第 5 項の規定による許可事務	-----	54
1	許可申請書の提出があった場合の取扱いについて	-----	54
2	条例の趣旨について	-----	54
第 7	条例第 6 条第 1 項の規定による適用除外の運用	-----	55
1	条例第 6 条第 1 項第 1 号関係	-----	55
2	条例第 6 条第 1 項第 2 号関係	-----	55
3	条例第 6 条第 1 項第 2 号の 2 関係	-----	56
4	条例第 6 条第 1 項第 3 号関係	-----	56
5	条例第 6 条第 1 項第 3 号の 2 関係	-----	57
6	条例第 6 条第 1 項第 4 号関係	-----	57
7	条例第 6 条第 4 項関係	-----	57
8	条例第 6 条の 2 関係	-----	57
9	商店街協同組合等が設置し、又は管理する街路灯を利用する 広告物の取扱い	-----	58
10	その他	-----	58
第 8	許可基準の運用	-----	62
1	固定広告物関係	-----	62
2	簡易広告物関係		62

3	案内用広告物及び第6種許可地域の自家用広告物関係	62
4	第6種許可地域における複数の掲出者による自家用広告物関係	62
5	案内用広告物関係	62
6	許可基準と適用除外広告物の関係	62
7	その他	62
第9	屋外広告物許可に係る各種届出の審査	63
1	各種届出の事務処理	63
2	管理者の届出等	63
3	出願者の変更の届出等	63
4	除却の届出	64
5	屋外広告物変更届	64
第10	その他	65
1	身分証明書の管理	65

## 附録

規則及び要領に基づく許可基準（参考）

# 屋外広告物許可等事務取扱要領

(制定：平成 3 年 4 月 10 日)  
(最終改正：令和 3 年 4 月 1 日)

## 第 1 趣 旨

この要領は、北海道屋外広告物条例（昭和 25 年北海道条例第 70 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 10 条の規定による許可に関する事務並びに第 11 条の 2 及び第 12 条第 2 項及び第 14 条の 2 の規定による届出の受理に関する事務並びに第 6 条の 2 の規定による協議に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるとともに、北海道屋外広告物条例施行規則（昭和 26 年北海道条例第 17 号。以下「規則」という。）第 8 条の 3 から第 10 条までの規定による届出の受理に関する事務についての必要な事項を定めるものとする。

なお、条例第 13 条又は第 14 条の規定による許可の取消し、表示又は設置の停止命令及び改修、移転除却その他の措置命令に関する事務並びに条例第 14 条の 2 の規定による違反事実の公表に関する事務の取扱いについては、「違反広告物是正事務取扱要領」（平成 16 年 3 月 24 日付け建設部長通知）による。

## 第 2 許可事務等の処理

### 1 標準処理期間

許可事務等の処理については、「北海道行政手続条例等に基づく審査基準等の設定等要領（平成 7 年 8 月 23 日付け人事第 745 号総務部長通知）」に基づき、標準処理期間を 10 日と定めていることから、当該事務の迅速かつ適正な執行に努めること。

この場合において、他法令の許可手続きの状況等から標準処理期間を著しく超えることが予想される場合は、あらかじめその理由を申請者に通知するなど、適切な事務の執行に留意すること。

### 2 決裁

総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）における決裁は、各総合振興局等事務決裁細則に定めるところによる。

各総合振興局等において当該細則を定める場合の標準となる「北海道総合振興局（振興局）事務決裁細則（準則）」（平成 22 年 4 月 1 日付け人事第 308 号総務部長通知）では、新規及び変更許可は産業振興部長（石狩、日高、檜山及び根室振興局）、建設行政室長（空知及び後志総合振興局を除く。）又は建設行政室参事（空知及び後志総合振興局）の、継続許可及び届出の受理は建設指導課長の専決事項とされており、重要又は異例に属するもの（不許可処分がこれに当たる）については、それぞれその上司の決裁を受けなければならないものとされている。

### 第3 新規許可申請の審査

条例第3条第1項並びに第6条第2項、第3項、第5項の規定による許可に関する事務は、次のとおり取り扱うものとする。

#### 1 書類審査

規則別記第1号様式の申請書等の提出があったときは、申請書記載事項、添付書類及び北海道収入証紙による許可申請手数料について書類審査を行う。

なお、許可申請に先立ち、広告主等から広告物の表示等について相談があったときは、条例の規制を受ける広告物の範囲及び条例第6条第1項の規定による適用除外の範囲についてあらかじめ説明し、許可を要するものと認められる場合には書類審査に準じ事前指導を行い、事務処理の円滑化を図るものとする。

##### (1) 申請書記載事項の確認

許可申請は、広告物又は掲出物件ごとに行うことを要するが、許可権者及び許可の有効期間を同じくする場合であって、次のいずれかに該当するときは、複数の広告物又は掲出物件を1件の申請で取り扱うことができるものとする。

① 「表示又は設置の場所」及び「出願者」が同一であるとき。

『表示又は設置の場所が同一』とは、敷地及び建築物等が同一であること（条例第6条第1項第3号に掲げる広告物又は掲出物件（以下「自家用広告物」という。）にあっては、事務所又は営業所が同一であること。）をいう。

② 広告物及び掲出物件の規格及び意匠並びに「出願者」が同一であるとき。

#### ア 出願者等

##### (ア) 出願者

「出願者」となるものは、原則として広告主（広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、自ら又は屋外広告業を営む者その他の者への委託等により、当該広告物を表示し又は当該掲出物件を設置する者）であるが、一定の期間利用契約の締結により広告主を募集して広告物を表示する場合又は複数の広告主の広告物を集合して表示する場合は、当該広告物を掲出する物件の所有者を「出願者」として取り扱うことができるものとする。

この取扱いによる具体例としては、いわゆる貸し看板又は集合看板の所有者、電柱広告物における当該電柱等の管理受託者（装置を所有）等がある。

なお、単に広告主からの注文に応じて広告物を設計し、若しくは工事を行う者又は広告主から維持補修等の管理を請け負う者は、「出願者」とはなり得ない。

##### (イ) 代理申請

許可を受けようとする者が代理人を指定し、申請書の提出を行う場合の取扱いは次のとおりとする。

申請書の「出願者」欄の氏名の下に代理人の住所及び氏名を記載させること。その際、代理権の有無について、委任事項を明示した委任状を提出させることにより、確認するものとする。

この場合、当該委任事項に係る許可の決定その他出願者への通知等は、代理人を通して行うこととなり、通知等のあて名には、出願者氏名下に代理人氏名を併記する。

## 委 任 状

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

下記受任者を代理人と定め、下記事項について委任します。

記

委任事項

北海道屋外広告物条例に基づく（ \_\_\_\_\_ ）に関する一切の件。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

受任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の職氏名を記載する。）

※ 委任事項欄は、「 \_\_\_\_\_ 年 月 日付け提出の許可申請（許可又は届出の種別）」など、  
委任の対象となる事務行為の内容を明示すること。



## イ 管理者

### (7) 広告物の態様と管理者の選任

固定広告物を設置する者は、管理者を選任しなければならない（条例第11条、規則第8条の2第1項）。

また、固定広告物の表示面積（屋上広告物のうち、屋上構造物の壁面に取り付けられた広告物については、壁面広告物と同様に個々の表示面積）が10平方メートルを超えるものの管理者は、規則に規定する資格者から選任しなければならない（規則第8条の2第2項）。ただし、壁面広告物又は屋上広告物であって建築物その他の工作物又は屋上構造物の壁面に直接描かれたようなものは除く。

### (イ) 管理者の住所

固定広告物の管理者は、道内に住所（法人の場合は、事務所）を有する者でなければならない。

また、規則第8条の2第2項に規定する管理者を法人とする場合は、当該法人は道内に住所がある同項各号に規定する資格者を雇用していることが必要となる。

## ウ 表示又は設置の場所（移動するものについては、その範囲）

規則別表第2に定める第1種許可地域から第6種許可地域までの区分（条例第6条第2項の規定による許可申請にあつては、別表第5に定める第1種禁止地域又は第2種禁止地域の区分。以下「規制地域の区分」と総称する。）を判定するため、場所等が明確に記入されていることを要する。ただし、申請に係る広告物が簡易広告物であつてその場所又は範囲を添付書類により容易に確認することができるときは市町村名及び町丁目又は字名を、移動広告物にあつては市町村名又は「〇〇総合振興局（振興局）管内」等の記入で足りる。

申請書記載事項及び添付書類により場所等を確認の結果、条例第2条第2項各号の禁止物件に該当するもの及び条例第2条第3項の物件に同項で表示を禁止しているものを表示すると認められるとき、又は条例第2条第1項各号の禁止地域に該当し、かつ、規則第2条第2項第1号、第3項、第4項に明らかに該当しないものと認められるときは、場所等の変更、その他の計画の変更又は中止を指導するものとする。

## エ 表示又は設置の期間

申請する者の予定する期間を記入するものであるが、条例第3条第2項及び規則第1条の3の規定により当該申請に係る広告物又は掲出物件について定められる「許可の有効期間」を限度とする。

## オ 広告物の態様

規則第1条の4第1項又は第2条第2項に規定する許可の基準（以下「許可基準」という。）に適合するか否かの判定並びに条例第8条及び規則第5条の規定による許可申請手数料の算定を迅速かつ適正に行うため、所要の事項が次に定めるところにより明確に記載されていることを要する。

許可権者は、その内容を添付書類により確認すること。申請書記載事項を添付書類により確認することができないときは、形式的要件を欠く許可申請となることから、申請者に対し所要の補正指導を行う。

広告物の物件数が多く申請書に記載しきれない場合は、広告物の態様欄は、別紙とし提出させることができる。

規則第1条の4第2項の規定により固定広告物の許可基準が適用されない広告物活用地区に設置される固定広告物にあっても、許可後の変更若しくは継続許可申請又は現地調査等に際しその同一性及び管理状況を確認する必要があることから、許可基準が適用される場合と同様の記載を要する。

#### **(7) 種類**

規則別表第1に定めるところによる。同表の運用は、広告物の掲出実態にかんがみ、次のとおりとする。

- ① 「あんどん」等のいわゆる置看板であって、大きさ、重量、設置状況等から、簡易除却対象となる立看板等とはいえないものは地上広告物と、屋根面及び日よけ等に表示される広告物は壁面広告物とみなす。
- ② のぼり・旗とは、営業の内容、取扱い商品名を表示するものなど明らかに営利を目的とするものをいい、形態がこれらに相当するものであっても、単一色のもの、万国旗等単なる装飾と認められるものは、これに該当しない（条例の規制対象としない）。

#### **(イ) 広告物の表示面の取扱い**

「広告物の表示面」とは、次のものをいう。

- ① 掲出物件が独立性をもった工作物である場合には、広告物が表示される工作物の面をいう。この場合において、脚台、支柱、枠組み等は除くものとするが、これらのうち、意匠上表示面と一体となっている部分及び照明装置が組み込まれている部分は、広告物の表示面に含まれるものとする。

また、広告物の表示面については、掲出物件として本来すべての場合において許可の対象とするものであるが、当該面に広告物が一切表示されていない場合は、その面については許可の対象としないことができるものとする。この場合、当該面の色彩や意匠は、広告としての効果が無いものとして明らかに認めることができるものでなければならない。

なお、条例第12条第2項の規定により、表示又は設置の許可期間が満了した場合においては、掲出物件も除却しなければならない。よって、上記の取扱いにより全ての表示面に広告物を表示しない掲出物件となった場合においては、当該条例の規定による除却の義務が発生することとなる。

- ② 建築物その他の工作物又は屋上構造物の壁面に掲出され、又は直接表示される浮き出し又は塗書きの文字・記号については、個々の文字・記号の外郭線内を1平面とみなしたものをいう。ただし、下地の色彩、材質等から下地と文字・記号とが意匠上一体となっていると認められるとき、及び文字・記号相互の間隔が1文字・記号分以下のときは、当該下地の部分及び文字・記号間の部分は、広告物の表示面に含まれるものとする。

#### **(ウ) 縦及び横**

- ① 規則に定める「縦」及び「横」とは、広告物の表示面の縦及び横の長さの最大値をいう。
- ② 表示面が立体であるとき（広告物が表示される工作物の面自体が曲面状、球状など平面以外の形状である場合及び個々の面自体が平面であっても複数の面が明らかに同一方向からの視認を目的として一の表示面を構成しているものと認められる場

- 合)は、表示方向から見た場合の外郭線内を1平面とみなして取り扱うものとする。
- ③ 表示面が不整形なものについては、「縦」及び「横」の記載を省略することができるものとする。この場合その表示面積の算出式は別紙として添付させることとする。
  - ④ 単位はメートルとし、小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする(「高さ」、「一面の表示面積」及び「表示面積」についても同様。)
  - ⑤ 立看板にあつては「縦」に脚の長さを含める。
  - ⑥ アドバルーン広告物にあつては「長さ」は「縦」と、「幅」は「横」と読み替えるものとする(規則別表第3第2号の表)。

#### (エ) 面数

規格を同じくする広告物の表示面の数をいう。ただし、一の表示内容を複数の広告物又は掲出物件に分割して表示するもの(以下「分割表示広告物」という。)にあつては一の表示内容を構成する表示面全体を一の面数として取り扱うものとする。

なお、形状等から表示面を複数の面に区分し難いものにあつてはその表示面全体を一の面数として取り扱うことができるものとする。

#### (オ) 高さ

規則に定める「高さ」とは、特段の定めのない限り、広告物及び掲出物件自体の高さの最大値(地上広告物にあつては地盤面からその上端まで、壁面から突き出して装置されるものにあつてはその下端から上端まで、屋上広告物にあつては屋上の取付け面からその上端まで)をいう。

屋上広告物を屋上構造物に設置するときは、規則別表第3又は別表第7に定めるところにより、当該屋上構造物部分は屋上広告物の「高さ」に含まれるものとなる。

なお、壁面広告物並びに簡易広告物(アドバルーン広告物を除く。)及び移動広告物にあつては、当該広告物自体の高さについて規制を受けないことから、当該欄への記載は、これを要しない。

#### (カ) 表示面積

規則に定める「表示面積」とは、広告物1物件当たりの表示面(分割表示広告物にあつては、これを構成する広告物又は広告物を掲出する物件の表示面)の面積の総和をいう。

#### (キ) 1面の表示面積

規則に定める「1面の表示面積」とは、広告物の1表示面当りの面積をいうが、表-1の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に掲げる面積により取り扱うものとする。

表－１ 「１面の表示面積」の特例

区 分	１ 面 の 表 示 面 積
一の広告物を掲出する物件に複数の広告物を表示する場合	表示方向を同じくする広告物の表示面の面積の総和
表示面が立体である場合	表示方向から見た場合の外郭線内を１平面とみなしたものの面積
分割表示広告物である場合	一の表示内容を構成する広告物の表示面の面積の総和

**(ク) 「表示面積」及び「１面の表示面積」の算定**

添付書類による審査の結果、実面積が明らかな場合はこれによることとし、明らかでない場合には次によるもののほか、表－２「広告物の態様の記載例及び面積の算定例」による。

① 「表示面積」

表示面をこれに外接する正方形若しくは長方形又は三角形、円形その他の図形とみなして算定する。ただし、形状等から複数の面に区分し難いものにあつては、球又は円柱、円すいその他の多面体とみなして算定する。

② 「１面の表示面積」

表示面（表示面が立体であるときは、表示方向から見た場合の外郭線内を１平面とみなしたもの）をこれに外接する正方形若しくは長方形又は三角形、円形その他の図形とみなして算定する。

**(ケ) 照明の有無**

規則に定める「照明」とは、照明装置及びネオン等の発光装置をいう。

照明の有無は広告物又は掲出物件ごとに記載されていることを要するが、複数の広告物の表示面を有するものであつてその一部にのみ照明装置等が設けられるものにあつては、さらに、照明を伴うこととなる表示面の範囲が付記されていることを要する。

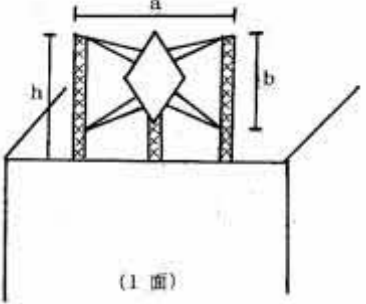
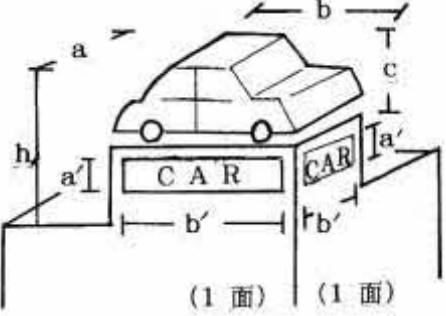
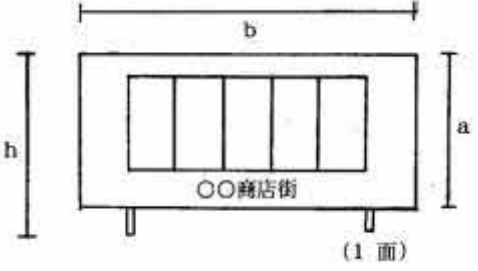
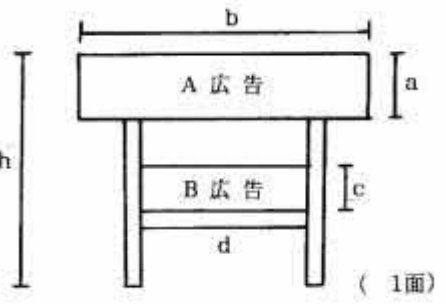
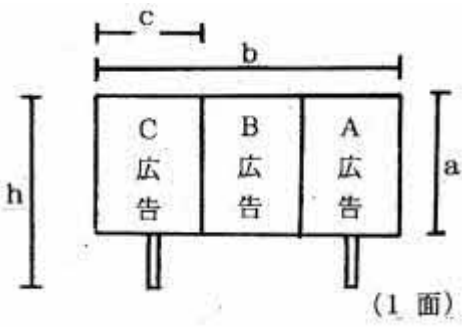
表-2

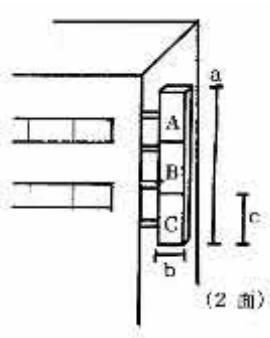
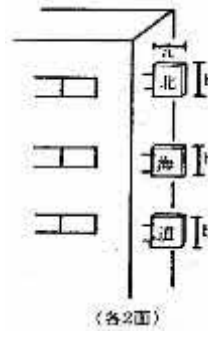
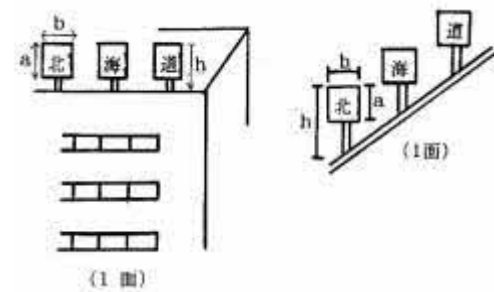
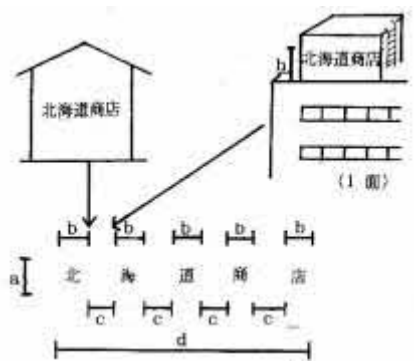
広告物の態様の記載例及び面積の算定例

(1)

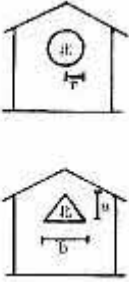
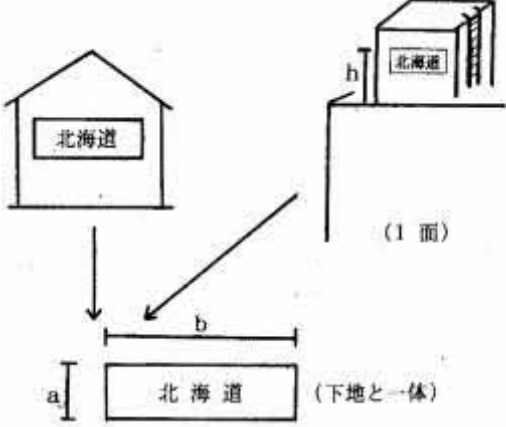
態様	縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積
	c c	a b	2 2	h	$2ac + 2bc$	$b \times c$
				h	$4\pi r^2$	$\pi r^2$
	a	b	3	h	$\frac{ab}{2} \times 3$	$\frac{ab}{2}$
	a	b	1	h	$a \times b \pi$	$a \times b$
	c c	a b	2 2	h	$2ac + 2bc$	$b \times c$

	態 様	縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積
6		a	b	1	h	$a \times b \pi$	$a \times b$
7		c c	a b	1 1	c	$ac + bc$	$b \times c$
8		a	b	2	h	$2ab$	$a \times b$
9		a	b	1	h	$2ab$	$a \times b$
10		$b+r$	a	1	h	$ab + \frac{\pi r^2}{2}$	$ab + \frac{\pi r^2}{2}$

	態 様	縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積
11		b	a	1	h	$a \times b$	$a \times b$
12		c c a' a'	a b b' b'	2 2 1 1	h	$2ac + 2bc + 2a'b'$	$bc + a'b'$
13		a	b	1	h	$a \times b$	$a \times b$
14		a c	b d	1 1	h	$ab + cd$	$ab + cd$
15		a	b	1	h	$a \times b$	$a \times b$
<p>※ABCのいずれかに適用除外広告物がある場合には、手数料の算定は当該適用除外広告物を除いて行う。          なお、ABCの各広告物のいずれもが自家用10㎡以下の適用除外広告物であっても、ABC全体で1個の広告物として当該禁止地域又は当該許可地域の適用除外基準又は許可基準を超えて表示し、又は設置することはできない。</p>							

態 様		縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積
16	 <p>(2面)</p>	a	b	2	a	2ab	$a \times b$
		<p>※ABCのいずれかに適用除外広告物がある場合には、手数料の算定は当該適用除外広告物を除いて行う。          なお、ABCの各広告物のいずれもが自家用<math>10\text{ m}^2</math>以下の適用除外広告物であっても、ABC全体で1個の広告物として当該禁止地域又は当該許可地域の適用除外基準又は許可基準を超えて表示し、又は設置することはできない。</p>					
17	<p>○分割表示広告物のうち、建築物その他の工作物の壁面から突き出して装置されるもの</p>  <p>(各2面)</p>	b	a	2面 3個		6ab	3ab
18	<p>○No.16、No.17以外の分割表示広告物</p>  <p>(1面)</p>	a	b	1面 3個	h	3ab	3ab
		<p>※この場合において、平成2年4月1日以降新たに設置するもの及び同日以降の条例第10条第1項の規定による変更等の許可申請に係るものについては、表示面相互の間隔が1表示面分以下のものでなければならない。</p>					
19	<p>○建築物等又は屋上広告物の壁面の浮出し・塗書きの文字等</p>  <p>(1面)</p>	<p><math>b &gt; c</math> の場合</p>		5枚		5ab	5ab
		<p><math>b \leq c</math> の場合</p>		1		$a \times d$	$a \times d$



	態 様	縦	横	面数	高さ	表示面積	1面の表示面積
20		2r	2r	1		$\pi r^2$	$\pi r^2$
21		a	b	1	h	$a \times b$	$a \times b$

## カ 関係法令との適合性

広告物の表示又は掲出物件の設置について道路法、建築基準法その他の法令により規制を受ける場合には、関係行政機関と緊密な連携を保ち、その取扱いについて整合を図るものとする。

なお、道路法による規制を受ける場合を除き、当該法令の規制に適合していないことをもって許可申請を不受理とし、又は不許可処分を行うことはできないものである。

規則では、迅速な事務処理のため、申請書等の提出について他法令の許可書の写し等を必要的添付書類とせず、その規制の有無の確認で足りることとし、許可等の手続を同時に進めることとしている。

## キ 道路法による占用許可

道路法の規定による道路の占用の許可を要するものについては、規則第4条第1項第3号に定める「表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属するとき」に準じ、当該許可を受けたものに限り許可するので、受理に当たっては関係行政庁への許可申請手続を欠くことのないよう指導し、必要に応じ、申請者に対して当該許可書の写しの提出を求める。

## ク 建築基準法による工作物の確認

建築基準法の規定による工作物の確認を要するもの（高さが4メートルを超えるもの）については、必要に応じて関係行政機関と連携を保ち、その取扱いについて整合を図るものとする。

建築基準法では、屋外広告物法を建築基準関係規定に位置づけており、建築主は建築主事等に、建築物が規定に適合するものであることの確認を受けなければならないとしている。

## ケ その他の法令による許可・届出

その他の法令による規制を受ける場合については、必要に応じて関係行政機関と連携を保ち、その取扱いについて整合を図るものとする。

「その他の法令」とは、広告物の表示又は掲出物件の設置自体を制限する自然公園法等のほか、表示又は設置に係る一定の行為を規制する農地法等も含む。

また、市町村において景観条例を制定し、届出制を設けている場合には、当該景観条例も対象となる。

『その他の法令』の例は次のとおり。

- ・自然公園法
- ・北海道立自然公園条例（許可又は届出）
- ・自然環境保全法
- ・北海道自然環境等保全条例（許可又は届出）
- ・都市計画法（届出（地区計画））
- ・農地法（転用の許可又は届出）
- ・道路交通法（道路使用許可（移動広告物））
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

## コ 工事完成予定年月日

許可を受けてから工事着工するのが原則であるため、既に着工している場合は、直ちに工事を中止するよう指導するものとする。

また、工事完成予定年月日と「表示又は設置の日」とを異にする場合には、その間申請に係る広告物を設置することのないよう必要な措置を行うべき旨を指導するものとする。

#### **サ 工事施工者及び広告意匠設計者**

当該者が屋外広告業を営む者であって条例の規定による登録を受けていないときは、直ちに登録申請を行うよう指導すること。

なお、屋外広告業の登録をしていないことをもって許可申請を不受理とし、又は不許可処分を行うことはできないものである。

#### **シ 地域の区分**

規制地域の区分の判定及び許可基準適合性の判定のため、該当事項が明確に記載されていることを要する。

また、許可権者は、添付書類及び規制地域図等により該当事項を確認の上、「許可申請広告物に係る地域区分チェック表」（様式－１）を作成することにより規制地域の区分を判定し、「地域区分の判定」欄に記載するものとする。

なお、規制地域図等とは、条例第２条及び第３条による知事の指定に係る地域を示した図面並びに用途地域図その他条例が引用する他法令の地域を示した図書をいう。

このうち、許可権者が規制地域図等をその事務所に有している場合には、許可権者は、随時、他法令の地域の所管先に対し地域の変更の有無を照会する等により、有する規制地域図等が最新の内容を保持するように努めるものとする。

建設部まちづくり局都市計画課は、条例第２条及び第３条による知事の指定に係る地域の設定、変更及び消滅が生じた場合並びに都市計画法の用途地域の設定、変更及び消滅が生じた場合は、その都度、その最新資料を許可権者に対して提供する。

また、規制地域図等によるのでは規制地域の区分の確認ができない場合には、許可権者は、文書又は口頭により他の法令の地域の所管先に対し照会する等により確認を行うものとする。

道路等及びこれらから展望できる地域の確認及びその地域の区分の判定は、次により行う。

##### **(ア) 適用時期**

道路については、供用開始時からの適用とする。（道路法参考）

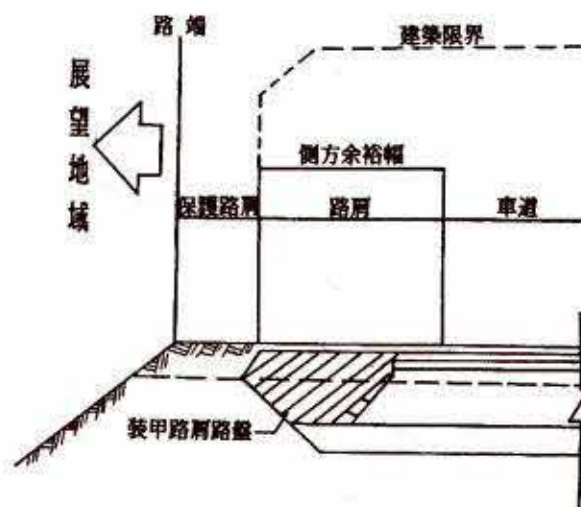
鉄道については、適用時期が明確になるよう別途定める。

##### **(イ) 展望できる地域の起点**

路端を起点とし、高架等の構造部は、構造物の端を起点とする。

「路端」と道路構造令に定める「路肩」との関係は、図－１のとおりである。

図－1 路肩の構成と路端との関係



#### (ウ) 高速自動車国道及び自動車専用道路の取扱い

高速自動車国道及び自動車専用道路として規制される区域には、本線のみならず、その導入路であるインターチェンジ(料金所のあるインターチェンジにあつては、料金所までの区間。以下同じ。)、休憩所等(道路敷地内に限る。)が含まれる。

高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる地域の判定にあたっては、本線及びインターチェンジからの展望により判断し、休憩所等からの展望は考慮しない。

#### (エ) 展望できる地域の運用

「展望できる地域」とは、当該道路等から視認できる広告物及び広告物を掲出する物件の存在する地域とする。したがって、当該道路等から視認できない広告物及び広告物を掲出する物件は、「展望できる地域」外に存在するものとして取り扱う。(この場合、当該「展望できる地域」としての規制がないものとしたときに応じた規制の有無及び地域区分によることとなる。)ただし、第6種許可地域に区分されるかどうかの判定に当たり、対象となる広告物及び広告物を掲出する物件が自家用広告物であつて一事務所又は一営業所に複数存在するときには、すべての自家用広告物が道路等から視認できない場合に限り、そのすべてを「展望できる地域」外に存在するものとして取り扱う。

また、明らかに当該道路等からの視認を目的としていないと認められるときは、視認できないものとみなすことができる。

道路等からの視認を阻害する要因は、自然の立地条件のほか、建築物等の人為的障害物(一時的・仮設的なものを除く。)を含む。

なお、視認できないもの又は明らかに視認を目的としていないと認められるものに該当することの挙証責任は、第一次的には広告主等にある。

#### (オ) 駅構内の取扱い

平成元年北海道告示第1949号(北海道屋外広告物条例の規定による知事が指定する地域等の指定)10の事項(2)の「駅の構内」とは、鉄道運転規則(昭和62年運輸省令第15号)第3条に規定する境界内の鉄道用地の区域であつて、レール頭面から高さ10メートル以下の範囲とする。ただし、プラットホーム又は旅客用通路から視

認できない広告物については、駅の構内にあっても駅の構内の広告物として取り扱わないものとする。なお、駅の構内の広告物に該当するかどうか不明確なものについては、道と当該施設の管理者が個々に協議するものとする。

許可申請広告物に係る地域区分チェック表

様式-1

順位	地域区分	他法令の地域及び知事の指定する地域等	確認方法	判定			
				担当者	確認者		
第1位	第1種 禁止地域	風致保安林	各総合振興局(振興局)林務課又は各森林管理署備え付けの図面等により確認する。	A			
		原生自然環境保全地域	各自然保護官事務所備え付けの図面等により確認する。	A			
		自然環境保全地域	各自然保護官事務所備え付けの図面等により確認する。	A			
		道自然環境保全地域	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		環境緑地保護地区(水光園(帯広市)を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		自然景観保護地区	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		学術自然保護地区	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		国立公園の特別地域(用途地域を除く。:道路敷地の区域を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		国立公園の特別地域(用途地域を除く。:道路敷地の区域を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
		道立自然公園の特別地域(用途地域を除く。:道路敷地の区域を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A			
第2位	第2種 禁止地域	第1種低層住居専用地域(各市及び当別町のみ(道路敷地の区域を除く。))	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		文化財及びその敷地内(別添1)	市街地図等により確認する。	A			
		高速自動車国道及び自動車専用道路(一般国道に限る。)の区域	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部の道路台帳等又は東日本高速道路株式会社各管理事務所の管理用図面等により確認する。	A			
		高速自動車国道及び自動車専用道路(一般国道に限る。)の路端から500m以内の展望地域(用途地域を除く。:建築基準法第6条第1項第4号指定地域を除く。:釧路市・北見市・士別市・富良野市・松前町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・上ノ国町・厚沢部町・共和町・上砂川町・月形町・音威子府村・むかわ町・日高町・平取町・新ひだか町・別海町・羅臼町の区域であって図示する部分を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部の道路台帳等又は東日本高速道路株式会社各管理事務所の管理用図面等により確認する。	A			
		新幹線鉄道の路端から500m以内の展望地域(用途地域を除く。:建築基準法第6条第1項第4号指定地域を除く。:釧路市・北見市・士別市・富良野市・松前町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・上ノ国町・厚沢部町・共和町・上砂川町・月形町・音威子府村・むかわ町・日高町・平取町・新ひだか町・別海町・羅臼町の区域であって図示する部分を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等又は北海道旅客鉄道株式会社各保線所の用地図等により確認する。	A			
		都市公園の区域、社会資本整備重点計画法施行令第2条第1号に規定する公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係るもの区域、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に規定する公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するもの区域	市街地図等により確認する。	A			
		旭川空港の付近(別添2)	上川総合振興局建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		中標津空港の付近(別添3)	根室振興局建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		宮島沼(美瑛市:別添4)、別寒辺牛湿原(厚岸町:別添5)、多和平(標茶町:別添6)、開陽台(中標津町:別添7)	空知総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		古墳、墓地及び火葬場	市街地図等により確認する。	A			
第3位	第5種 許可地域	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院、公衆便所及びその敷地内	市街地図等により確認する。	A			
		北広島市のうち国道36号線及びこれから展望できる地域(家屋のある部分を除く。)	石狩振興局道路課の管内図等又は札幌開発建設部の道路台帳等により確認する。	A			
		道道釧路空港線の路端から両側100m以内の地域(別添8)	釧路総合振興局建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		環境緑地保護地区(水光園(帯広市))	十勝総合振興局環境生活課備え付けの図面等により確認する。	A			
		第4位	第3種 許可地域	高速自動車国道及び自動車専用道路(一般国道に限る。)の路端から500m以内の展望地域(用途地域に限る。:建築基準法第6条第1項第4号指定地域に限る。:釧路市・北見市・士別市・富良野市・松前町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・上ノ国町・厚沢部町・共和町・上砂川町・月形町・音威子府村・むかわ町・日高町・平取町・新ひだか町・別海町・羅臼町の区域であって図示する部分に限る。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部の道路台帳等又は東日本高速道路株式会社各管理事務所の管理用図面等により確認する。	A	
				商業地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B	
				近隣商業地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B	
				準工業地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B	
				工業地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B	
				工業専用地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B	
第1種住居地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。			B			
第2種住居地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。			B			
準住居地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。			B			
建築基準法第6条第1項第4号指定地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。			C			
第5位	第2種 許可地域	釧路市・北見市・士別市・富良野市・松前町・七飯町・鹿部町・森町・八雲町・上ノ国町・厚沢部町・共和町・上砂川町・月形町・音威子府村・むかわ町・日高町・平取町・新ひだか町・別海町・羅臼町の区域であって図示する部分	関係総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		その他知事が指定する地域(滝上町の区域であって図示する区域)	オホーツク総合振興局建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		第1種低層住居専用地域(各市及び当別町以外の市町村)	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		第2種低層住居専用地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		第1種中高層住居専用地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		第2種中高層住居専用地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		田園住居地域	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		第4種 許可地域	その他知事が指定する地域(江別市大麻地区地区計画区域)	石狩振興局建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B		
		第6位	第5種 許可地域	国立公園の普通地域(第1種許可地域から第3種許可地域に該当する場合を除く。)	各自然保護官事務所備え付けの図面等により確認する。	A	
				国立公園の普通地域(第1種許可地域から第3種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。	A	
道立自然公園の普通地域(第1種許可地域から第3種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)環境生活課所在の図面等により確認する。			A			
第7位	第6種 許可地域	一般国道(自動車専用道路を除く。)、道道及び鉄道(新幹線鉄道を除く。)の路端から100m以内の展望地域(第1種許可地域から第3種許可地域まで及び第5種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部若しくは各総合振興局(振興局)の道路台帳等又は各鉄道事業者保線所等の用地図等により確認する。	A			
		旭川空港の付近(禁止地域を除く。:旭川市の区域を除く。:別添9)	上川総合振興局建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
第8位	第4種 許可地域	用途地域を除く都市計画区域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)建設指導課備え付けの図面等により確認する。	B			
		一般国道(自動車専用道路を除く。)、道道及び鉄道(新幹線鉄道を除く。)の路端から100m以内の展望地域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等又は各開発建設部の道路台帳等により確認する。	A			
		道道の区域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等及び道路台帳等により確認する。	A			
		高速自動車国道及び自動車専用道路(一般国道に限る。)の路端から500mを超える展望地域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部の道路台帳等又は東日本高速道路株式会社各管理事務所の管理用図面等により確認する。	A			
		新幹線鉄道の路端から500mを超える展望地域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等又は北海道旅客鉄道株式会社各保線所の用地図等により確認する。	A			
		一般国道(自動車専用道路を除く。)、道道及び鉄道(新幹線鉄道を除く。)の路端から100mを超える展望地域(第1種許可地域から第3種許可地域まで、並びに第5種許可地域及び第6種許可地域に該当する場合を除く。)	各総合振興局(振興局)道路課の管内図等、各開発建設部若しくは各総合振興局(振興局)の道路台帳等又は各鉄道事業者保線所等の用地図等により確認する。	A			
表示・設置の場所の特定及び都市計画図との照合に用いた図面等(該当する図面等を○で囲うこと。)			付近見取図・ブルーマップ・その他( )				
判定地域区分			第 種 地域				
判定年月日			年 月 日				

注:1 順位に従いチェックし、該当する判定欄に○を付けること。

2 各総合振興局(振興局)において、関係部分以外を適宜削除して使用すること。

3 区分A~他官公署や他課の図面等により確認を行うもの

区分B~各総合振興局(振興局)建設指導課で図面を管理し確認を行うもの(地域の変更等につき、建設部まちづくり局都市計画課が情報提供)

区分C~各総合振興局(振興局)建設指導課で図面を管理し確認を行うもの(地域の変更等につき、各総合振興局(振興局)建設指導課が年に1回以上確認)

4 区分が明確でない場合には、関係機関の意見を求めること。

担当者(職・氏名)

確認者(職・氏名)

許可申請広告物に係る地域区分チェック表・様式－１・別添

別添 1	条例第2条第1項第2号の知事が指定する範囲内にある地域	所在地	適用地域
	区分名	所在地	適用地域
	重要文化財	旧三戸部家住宅	同
	同	福山城（松前城）本丸御門	同
	同	法源寺山門	同
	同	龍雲院本堂、庫裏、惣門、鐘楼及び土蔵	同
	同	旧中村家住宅	同
	同	上國寺本堂	同
	同	旧笹浪家住宅主屋及び土蔵	同
	同	旧下ヨイチ運上家	同
	同	旧本間家住宅	同
	同	旧花田家番屋	同
	同	正行寺本堂	同
	有形文化財	美唄屯田兵屋	同
	同	野幌屯田兵第二中隊本部	同
	同	和田屯田兵村被服庫	同
	同	旧松前城本丸表御殿玄関	同
	同	徳山大神宮	同
	同	旧檜山爾志郡役所庁舎	同
	同	砂館神社本殿	同
	同	本願寺駅通	同
	同	旧小納屋住宅	同
	同	太田屯田兵屋	同
	有形民俗文化財	江差姥神町横山家	同

別添2 条例第2条第1項第3号の5の知事が特に指定する区域  
 道道旭川空港線と交差する稲荷川左岸を起点に旭川空港入り口までの区間の道路及び道路から100メートル以内の区域（ただし、旭川空港敷地を除く。）、旭川空港の東側敷地境界と道道旭川空港線が接する区間の道道旭川空港線から500メートルの間隔で平行に引いた線の南東方向への延長線と、同空港の敷地境界と空港・千代ヶ岡道路線が接する区間の同線から500メートルの間隔で引いた線の北東方向への延長線を結び線で、旭川空港敷地までの区域並びに旭川空港敷地の上川郡東神楽町10番1480の境界北角から500メートルの範囲で道道旭川空港線を境に空港敷地側及び同線の稲荷神社前交差点から稲荷川右岸に至る、道路から100メートルの範囲を除く区域。ただし、旭川市の区域を除く。

別添3 中標津空港の敷地から展望することができる地域であって、同敷地境界から500メートル以内の区域（同敷地を除く。）及び同敷地であって、道道中標津空港線から100メートル以内の区域。ただし、道道中標津斜里線、道道中標津空港線（道道中標津斜里線と接続する地点から中標津空港に至る区間を除く。）及び道道川北中標津線を結び線の中標津空港側に同線と100メートルの間隔で平行に引いた線より中標津市街地側の区域（道道中標津空港線から100メートル以内の区域を除く。）を除く。

別添4 条例第2条第1項第3号の6の知事が特に指定する区域  
 美唄市に所在する宮島沼の岸から水平距離50メートル以内の区域（水面の区域を除く。）

別添5 条例第2条第1項第3号の6の知事が特に指定する区域  
 厚岸町に所在する別寒辺牛川と国道44号との交点を起点とし、同点から同川に沿って北西に進み、同町大字太田村字別寒辺牛4番の北東側地番界の延長線との交点に至り、同点から同延長線並びに同地番及び同大字大別1番1の地番界に沿って南に進み、国道44号の北側敷地界との交点に至り、同点から同国道に沿って南西に進み、同字2番4の北角に至り、同所から同地番の地番界に沿って南東に進み、同地番の東角に至り、同所から同地番の地番界並びに同字2番2の地番界及びその延長線に沿って南西に進み、チライカリベツ川に至り、同所から同川に沿って東に進み、同町大字別寒辺牛村字別寒辺牛原野3線4番91の北西側地番界の延長線との交点に至り、同点から同延長線に沿って北東に進み、同地番の東角に至り、同所から同字47番1の南西側地番界の延長線及び同地番界に沿って北西に進み、別寒辺牛川に至り、同所から同川に沿って北に進み起点に至る線によって囲まれた区域

別添6 条例第2条第1項第3号の6の知事が特に指定する区域  
 標茶町字標茶957番地の三等三角点中磯分内から展望することができる地域であって、これから1,000メートル以内の区域

別添7 条例第2条第1項第3号の6の知事が特に指定する区域  
 中標津町字俣落2260番1の二等三角点武佐台から展望することができる地域であって、これから1,000メートル以内の区域

別添8 条例第2条第1項第7号の知事が指定する地域  
 釧路市鶴丘2番地、16番地から18番地まで及び164番地から170番地まで、鶴岡8線133番地、135番地、136番地、139番地、145番地及び161番地から165番地まで並びに鶴丘9線159番地の一部の地域であって、次の図に示す部分（「次の図」は省略し、その図面を北海道建設部まちづくり局都市計画課及び釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課に備え置いて縦覧に供する。）

別添9 条例第3条第1項第8号の知事が指定する区域  
 旭川空港を囲む道道旭川空港線から空港方向に向けて展望することができる地域であって、旭川空港敷地までの区域並びに道道旭川空港線並びに空港・千代ヶ岡道路線を経て、一般国道237号に至る区間の道路から展望することができる地域であってこれから500メートル以内の区域。ただし、空港敷地、第2種禁止地域の区域及び旭川市の区域を除く。

表-3 道路、鉄道、軌道及び索道並びに沿道沿線地域の規制

上段：用途地域等に指定されていない地域 \*1

下段：用途地域等に指定されている地域 \*2

区分	本線	「展望できる地域」			「展望できる地域」外	
		100m以内	100～500m	500m超える		
高速自動車国道	第2種禁止	第2種禁止 *3		第4種許可 *3	未規制	
		第3種許可 *3		用途地域等	用途地域等	
一般国道	自動車専用道路	第2種禁止 *3		第4種許可 *3	未規制	
		第3種許可 *3		用途地域等	用途地域等	
	それ以外	第4種許可	第6種許可 *3 *4	第4種許可 *3		未規制
		用途地域等	用途地域等			用途地域等
道道	第4種許可	第6種許可 *3 *4	第4種許可 *3		未規制	
	用途地域等	用途地域等			用途地域等	
市町村道	未規制	未規制			未規制	
	用途地域等	用途地域等			用途地域等	
新幹線鉄道	未規制	第2種禁止 *3		第4種許可 *3	未規制	
	用途地域等	用途地域等			用途地域等	
鉄道	未規制	第6種許可 *3 *4	第4種許可 *3		未規制	
	用途地域等	用途地域等			用途地域等	
軌道	未規制	未規制			未規制	
	用途地域等	用途地域等			用途地域等	
索道	未規制	未規制			未規制	
	用途地域等	用途地域等			用途地域等	

\*1 上段は、道路等及び沿道沿線としての規制の有無を強調して表記している。

(たとえば、沿道沿線地域の規制の観点からは第4種許可地域である地域が、同時に自然公園の普通地域に指定されていれば、第5種許可地域の規制がかかる。また、道路等及び沿道沿線地域の規制の観点からは未規制であっても、都市計画区域内であれば、第4種許可地域の規制がかかる。)

\*2 下段の「用途地域等」は、用途地域等に応じて第1種～第3種許可地域の規制が適用されることを示す。

\*3 当該道路等から視認できない広告物の存在する地域は、「展望できる地域」外として取り扱う。(「展望できる地域」としての規制がないものとしたときに応じた規制の有無及び地域区分による。)

\*4 対象となる広告物及び広告物を掲出する物件が自家用広告物であって一事務所又は一営業所に複数存在するときには、すべての自家用広告物が道路等から視認できない場合に限り、そのすべてを「展望できる地域」外に存在するものとして取り扱う。



## ス 表示又は設置の限度

許可基準適合性の判定のため、所要の事項が次に定めるところにより明確に記載されていることを要する。当該記載欄は、規則別記第1号様式（裏）末尾欄外注6に掲げる場合にのみ記載されていることを要するものであるが、自家用広告物欄にあつては、許可申請手数料の算定上の必要に応じ、同注6に掲げる場合以外の場合についても記載を求めて差し支えない。

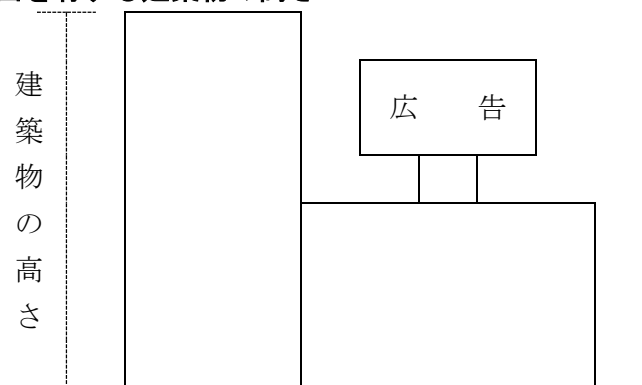
また、許可権者は、その内容を添付書類により確認するとともに、規則別表第3第1号の表に定める屋上広告物の高さの限度又は壁面広告物の表示面積の限度（それぞれ「いずれか小さい数値」をいう。）を判定し、「広告物の高さの限度」又は「広告物の面積の限度」欄に記載するものとする。

申請書記載事項を添付書類により確認することができないときは、形式的要件を欠く許可申請となることから、申請者に対し所要の補正指導を行う。

### (7) 屋上広告物

- ① 規則別表第3第1号に定める「建築物の高さ」とは建築基準法施行令第2条第1項に定めるものをいうが、屋上広告物を屋上構造物に設置する場合には、同項の規定にかかわらず、当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入されず、屋上広告物の高さに算入されるものとなる（規則別表第3第1号の表備考2及び別表第7の備考1）。
- ② パラペットは、金網、棚その他見通しのきくものを除き、建築物の高さに算入されるが、むね飾り、防火壁の屋上突出部などは建築物の高さに算入しない。
- ③ 複数の屋上面を有する建築物の一の屋上面に屋上広告物が設置される場合であっても、「建築物の高さ」は図-2のとおり建物自体の高さの最大値をいうものであるから、その設置場所によって「建築物の高さ」が左右されるものではない。
- ④ 地上からその上端までの高さが、当該設置場所について規則別表第3に定める地上広告物の高さの限度以下である場合には、同表に定める高さの限度は適用されないが、この場合にあつても、許可後の変更又は継続許可申請及び現地調査等に際しその同一性及び管理状況を確認する必要があることから、高さの限度が適用される場合と同様の記載を要するものである（ただし、許可権者における「広告物の高さの限度」欄への記載は、これを要しない。）。
- ⑤ 屋上広告物の表示面積が、当該屋上広告物を取り付けている建物の表面積の合計をも上回るような、逸脱した広告物とならないよう指導することとする。

図－２ 複数の屋上面を有する建築物の高さ



#### (イ) 壁面広告物

##### ① 許可申請書の記載

規則別表第3第1号の定める第1種許可地域から第5種許可地域までの壁面広告物の許可基準は、取付け壁面の面積に応じた表示面積の総量規制(簡易広告物を除く。)を行うものであるから、一の壁面ごとに区分して記載されていることを要する。

また、同旨から、当該一の壁面に既に表示され、又は設置されている壁面広告物(他の掲出者による壁面広告物も含む。)がある場合には、その表示面積が「既表示面積」欄に記載されていることを要し、当該表示面積を含め許可基準適合性を判定することとなるので、許可権者においては、当該壁面の利用状況の確認について特に注意するものとする。

##### ② 取付け壁面の面積

規則別表第3号1号の壁面広告物の区分に定める「取付け壁面の面積」とは、申請に係る壁面広告物が表示され、取り付けられ、又は突き出して装置される当該一の壁面の面積(窓等の開口部を含む。)をいう。

この場合において、建築物の外壁が連続して立ち上がった部分(以下「パラペット等」という。)があるとき、及び建築物の壁面と屋上構造物その他の屋上の工作物(以下「屋上構造物等」という。)の面とが同一平面であるときは、当該パラペット等の部分及び当該屋上構造物等の面のうちパラペット等の天端までに相当する部分は、壁面として取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、屋上広告物の高さ及び建築物の高さの取扱いを変更するものではない。

また、壁面から突き出して装置される広告物は、壁面広告物として総量規制の対象となるが、当該広告物及びその装置自体は「壁面」ではないことから、これらの面積は「取付け壁面」の面積には算入されないものである。

##### ③ すみ切り壁面の取扱い

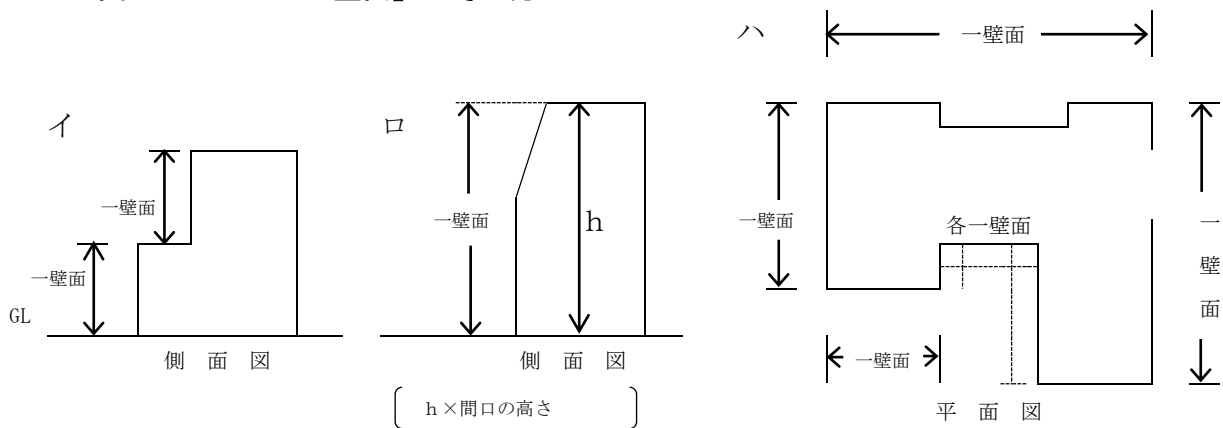
すみ切りの壁面は、その左右いずれかの壁面と一体のものとして取り扱うものとする。

当該一体のものとして取り扱う壁面の選択は申請者の指示するところによるが、一度選択された取扱いは、当該壁面に新たな壁面広告物を追加する場合においても適用されるものとする。

「すみ切り」とは、交差道路相互の見通しを良くし、安全且つ円滑な交差点通行を確保するために交差点を形成する街区の隅角部を切除したことに伴い壁面の隅角部を切除したものを指す。よって、単なるデザインにより壁面の角を切り込んだものは該当しないものとする。

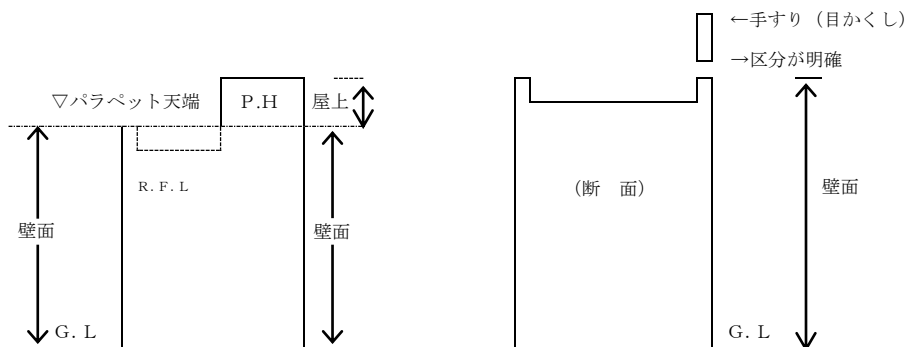
選択されたすみ切りの壁面の取扱いについては、申請書の欄外及び許可台帳の備考欄に「すみ切り壁面は、〇〇に面する壁面と一体とする」旨記載することによりこれを記録し、壁面広告物を追加する許可申請に際してその取扱いを異にすることのないよう十分留意すること。

図-3 「一の壁面」の考え方



注 イ及びハの取扱いは、当該壁面を構成する建築物の部分の構造や形状から明らかに別壁面である場合に限るものとする。

図-4 パラペット等があるとき等の取扱い



注 建築物の壁面と屋上広告物の面とが同一平面で両方にまたがって表示され、又は設置される場合（下図の斜線部分）は壁面広告物として取り扱われるものである。

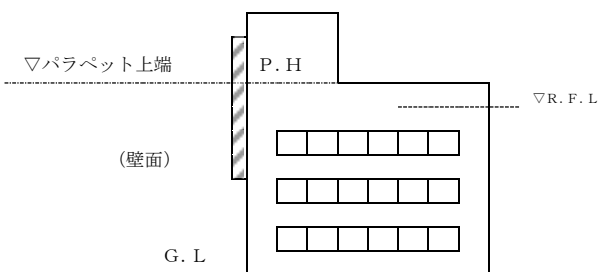
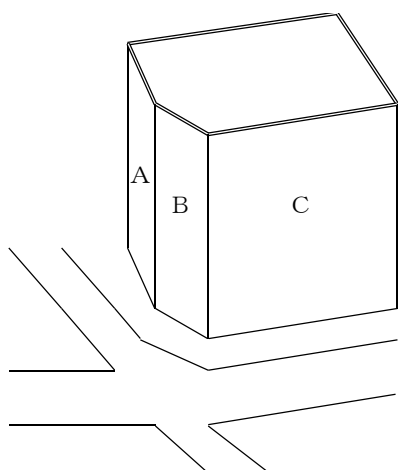


図-5 すみ切りの壁面の取扱い



- ・ B面をA面と一体のものとして取り扱うものとした場合の一の壁面は、「A+B」壁面及び「C」壁面となる。
- ・ B面をC面と一体のものとして取り扱うものとした場合の一の壁面は、「A」壁面及び「B+C」壁面となる。

#### (ウ) 自家用広告物

規則別表第3第1号の表に定める第6種許可地域の自家用広告物の許可基準は一の務所又は営業所当たりの表示面積の総量規制(簡易広告物を含む。)を行うものであるから、当該事務所又は営業所に既に表示され、又は設置されている自家用広告物がある場合には、その表示面積が「既表示面積」欄に記載されていることを要し、当該表示面積を含め許可基準適合性を判定することとなるので、許可権者においては、当該建築物及びその敷地等の利用状況の確認について特に注意すること。

#### (エ) 案内用広告物

条例第3条の規定による第6種許可地域の案内用広告物(「固定広告物に限る。」)及び条例第6条第2項の規定による案内用広告物の許可は、施設等当たりの個数を限って行うものであるから、既に表示され、又は設置されている案内用広告物がある場合には、当該許可権者の所管区域外に存するものを含み、その表示面積及び個数が「既表示面積・個数」欄に意匠、規格及び路線を同じくするものごとに区分して記載されていることを要する。

この場合において、許可権者は、他の許可権者の所管区域における掲出状況の確認について特に注意すること。

#### (オ) その他の広告物

自家用及び案内用以外の広告物の表示又は掲出物件の設置の許可は、規則別表第3第1号の表に定める第1種から第5種までの許可地域に限られるので、地域区分及び表示内容の確認について特に注意すること。

### (2) 添付書類の確認

#### ア 付近見取図

特に縮尺を使用したものとする必要はなく、申請書に記載された「表示又は設置の場所(移動するものにあつては、その範囲)」を図面上又は現地調査の際、容易に確認することができるものであれば足りる。

ただし、②の案内用広告物は、案内しようとする施設等からの距離及び案内用広告物相互間の距離が規則で定められていることから、縮尺を使用した図面に当該施設及び当該案内用広告物が設置されている場所を明示させたものを提出させるものとする。

また、申請に係る広告物又は掲出物件が次のいずれかに該当する場合には、規制道路(一般国道、道道、高速自動車国道及び鉄道)の名称、路端からの距離及び規制道路との位置関係が明確に記載されているものであることを要する。

- ① 固定広告物であつて、第3種許可地域又は第4種許可地域のうち条例第3条第1項第5号の区域許可を要するもの
- ② 禁止地域及び第6種許可地域の案内用広告物

#### イ 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面(照明を伴うときは、その旨を明示したもの)

工事用の仕様書及び図面をいうが、「広告物の態様」欄及び「表示又は設置の限度」欄並びに許可後の同一性及び管理状況を確認するために必要な次の図面を含むものであることを要する。

- (ア) 土地、建築物等との位置関係を明示した図面(道路敷地に位置するとき、又は申請者が、案内用広告物若しくは第6種許可地域の自家用広告物である地上広告物について、

許可基準のうち「高さ」の基準を前面道路等の路面からの高さについて適用することを希望するときは、当該道路等の路盤面と設置する地面との高低差を把握できる図)

(イ) 使用する色の種類を明記したデザイン図

(ウ) 屋上広告物の場合は、当該広告物の地上からその上端までの高さ及び建築物の高さを知り得る図面

(エ) 壁面広告物の場合は、当該取付け壁面の状況を知り得る図面（既存の壁面広告物があるときは、その位置、形状、表示面積等を明示したもの）

(オ) 自家用広告物の場合は、当該事業所の敷地及び建築物等の状況を知り得る図面（既存の自家用広告物があるときは、その位置、形状、表示面積等を明示したもの）

(カ) 移動広告物については、広告物の仕様及び、自動車の形状等を知ることができる図面及び自動車検査証の写し

(キ) 照明を伴うときは、その装置等を明示したもの。なお、夜間における表示状況の確認が困難な場合には、夜景図の提出を求めること。

#### **ウ 表示し、又は設置する場所若しくは物件が他人の所有又は管理に属するときは、その承諾書又は許可書の写し**

承諾書等の写しは、表示又は設置の場所が明確に記入されたものの写しであることを要する。

法人の所有又は管理に属するときは、代表権のない管理責任者の発行するものであっても、これを承諾書等として取り扱うものとする。

#### **エ 管理者資格等を証する書面**

規則第8条の2第2項に該当する広告物の管理者について、申請書の管理者欄に所要事項を記載することにより管理者選任等届に代えるときは、同項各号に掲げる資格を証する書面が添付されていなければならない。

なお、当該管理者（管理者が法人の場合は、規則第8条の2第2項に規定する資格者）に係る住所確認については、住民基本台帳ネットワークにより行う。ただし、住民基本台帳ネットワークの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写し、住民基本台帳法の適用を受けない者については、住民票の写しに代わる書面と照合する。

### **(3) 添付書類の省略**

① 申請に係る広告物が「はり紙」であるときは、表示しようとするはり紙のすべてに出願者の住所、氏名及び表示期間を明記し、これを申請書に添えて提出することにより、添付書類を省略することができる（施行規則第8条）。

② 移動広告物については、付近見取図を省略することができるものとする。

### **(4) 電柱広告物の特例**

前記(1)②により、複数広告物を1件の申請書として提出のあった場合、規格が一定であり、掲出が広範な市町村に及ぶ特性に鑑み、次のとおり取り扱うことができる。

#### **ア 記載方法**

「表示又は設置の場所」欄は、市町村名を記載させるとともに、「詳細別紙のとおり」とし、「広告物の態様」欄は、巻き付けと突き出しの種別に分けて記載すること。

#### **イ 添付書類**

付近見取図並びに形状、寸法、材料、構造、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び

図面のほか、次の項目を記した書類の提出を求める。その際、連番を付すなど、付近見取図に記された位置と広告物の特定が可能であることを要する。

- ① 表示又は設置の場所
- ② 巻き付け、突き出しの別

なお、電柱広告物の出願者たる北電興業（株）及びN T Tタウンページ（株）の独自に作成した電柱広告調書等に前記の場所及び種別の要件が具備されている場合は、当該調書等で差し支えない。

## (5) 許可申請手数料

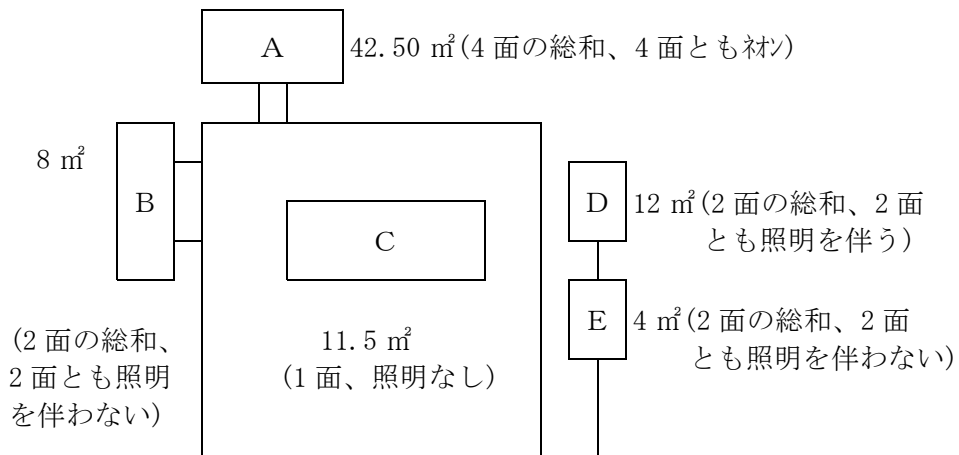
### ア 許可申請手数料の算定

条例第8条の手数料の算定は、次のとおりとする。

- (ア) 自家用広告物である場合には、規則別表第6の許可地域の項に定める適用除外の「表示面積の合計」（10平方メートル、簡易広告物を含む。）に相当する部分を除いて算出する。ただし、この取扱いは、一の事務所又は営業所につき一度限りとし、単価（条例別表の金額欄に定める値をいう。以下同じ。）の高いものから行い、分解して行うことはできない（単価の低いものから控除した方が手数料が低くなる場合であっても単価の高いものからのみ控除し、かつ、単価の高いものの面積が10平方メートル未満であっても、残りの面積を単価の低いものから控除しない。）。
- (イ) 固定広告物（アーチ式広告物を除く。）については、表示面積5平方メートルを単位とするので、申請書に記載された表示面積を5で除して得た値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）に単価を乗じて算出する。

この場合において、表示面積が5平方メートルに満たないものは5平方メートルとして計算する。
- (ウ) 固定広告物（アーチ式広告物を除く。）であって、複数の広告物の表示面を有するもののうち、その一部について照明を伴う場合には、照明を伴う表示面積は「発光装置又は照明装置を有するもの」の区分により、照明を伴わない表示面積は「発光装置又は照明装置を有しないもの」の区分によりそれぞれ算出し、これらを合算する。
- (エ) はり紙については、50枚を単位とするので、申請書に記載された数量（枚数）を50で除して得た値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）に単価を乗じて算出する。この場合において、枚数が50枚に満たないものは50枚として計算する。
- (オ) その他の簡易広告物については、申請書に記載された数量（枚数、個数又は台数）にそれぞれ単価を乗じて算出する。
- (カ) 計算の例は次のとおり。

## 固定広告物の許可申請手数料の計算例



### 1 一般的な計算例

A :  $42.50 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 8.5 \rightarrow 9$  [小数点以下の端数は切り上げ]  
 $9 \times 1,900 \text{ 円} = 17,100 \text{ 円}$

B :  $8 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 1.6 \rightarrow 2$   
 $2 \times 1,300 \text{ 円} = 2,600 \text{ 円}$

C :  $11.5 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 2.3 \rightarrow 3$   
 $3 \times 1,300 = 3,900 \text{ 円}$

### 2 一部について照明を伴う場合 (D + E)

D :  $12 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 2.4 \rightarrow 3$   
 $3 \times 1,900 \text{ 円} = 5,700 \text{ 円} \dots a$

E :  $4 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 0.8 \rightarrow 1$   
 $1 \times 1,300 \text{ 円} = 1,300 \text{ 円} \dots b$

$a + b = 7,000 \text{ 円}$

注1 下記例のように照明を伴うものの表示面積によっては、すべての表示面積を照明を伴うものとして算定した方が手数料が低くなることもあるが、手数料の算定は(1)によること。

(例) Dが6 m <sup>2</sup> の場合	
<p>(1)</p> <p>D : <math>6 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 1.2 \rightarrow 2</math>  <math>2 \times 1,900 \text{ 円} = 3,800 \text{ 円} \dots a</math></p> <p>E : <math>4 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2 = 0.8 \rightarrow 1</math>  <math>1 \times 1,300 \text{ 円} = 1,300 \text{ 円} \dots b</math></p> <p><math>a + b = 5,100 \text{ 円}</math></p>	<p>(2)</p> <p>D + E : <math>(6 \text{ m}^2 + 4 \text{ m}^2) \div 5 \text{ m}^2 = 2</math>  <math>2 \times 1,900 \text{ 円} = 3,800 \text{ 円}</math></p>



### 3 同一営業所の自家用広告物である場合

#### (1) Aのみ設置する場合

$$\begin{aligned} A : 42.505 \text{ m}^2 &\rightarrow 42.50 \text{ m}^2 \\ (42.50 \text{ m}^2 - 10 \text{ m}^2) \div 5 \text{ m}^2 &= 6.5 \rightarrow 7 \\ 7 \times 1,900 \text{ 円} &= 13,300 \text{ 円} \end{aligned}$$

注2 自家用 10 m<sup>2</sup>控除は、一の事務所又は営業所につき一度限りとするので、後にBからEについて許可申請があったときに重複して行わないよう十分注意すること。

#### (2) AからEまでがすべて同一営業所の自家用広告物であることから、要領本文第3の(1)①により、複数広告物を一の申請で取り扱う場合

単価が同一の広告物の面積は合算して算定できるものとする。

また、10平方メートルの控除は、単価の高いものから行うこととし、かつ、算定中一度限りとし、分解して行うことはできない（単価の低いものから控除した方が手数料が低くなる場合であっても単価の高いものからのみ控除し、かつ、単価の高いものの面積が10平方メートル未満であっても、残りの面積を単価の低いものから控除しない。）

- ・ 照明を伴うものの面積を合算し、10平方メートルを控除する。  
 $(42.50 \text{ m}^2 + 12 \text{ m}^2 - 10 \text{ m}^2) \div 5 \text{ m}^2 = 8.9 \rightarrow 9$   
 $9 \times 1,900 \text{ 円} = 17,100 \text{ 円} \dots a$
- ・ 照明を伴わないものの面積を合算する。  
 $(8 \text{ m}^2 + 11.5 \text{ m}^2 + 4 \text{ m}^2) \div 5 \text{ m}^2 = 4.7 \rightarrow 5$   
 $5 \times 1,300 \text{ 円} = 6,500 \text{ 円} \dots b$

$$a + b = 23,600 \text{ 円}$$

## イ 北海道収入証紙の取扱い

北海道収入証紙の取扱いについては、北海道収入証紙条例施行規則（昭和34年北海道規則第63号）及び北海道収入証紙施行規則事務取扱要領（昭和40年4月1日付け40局総第177号出納長・総務部長通知）に定めるところによるので、過貼付を未然に防ぎ、円滑な事務処理を行うため、許可申請に必要な手数料の額の事前指導に努めること。

また、北海道収入証紙の貼付は、規則別記第1号様式に適当な余白がないことから、様式-2の「収入証紙貼付用紙」を使用すること。

# 収入証紙貼付用紙

北海道屋外広告物条例に基づいて別紙（新規・変更・継続）許可申請書を提出するので、北海道収入証紙により手数料を納付します。

※ 番 号	第 一 号指令
※ 受 付	

<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-style: dashed;"> <tr><td style="width: 50%; height: 50%;"></td><td style="width: 50%; height: 50%;"></td></tr> <tr><td style="width: 50%; height: 50%;"></td><td style="width: 50%; height: 50%;"></td></tr> <tr><td style="width: 50%; height: 50%;"></td><td style="width: 50%; height: 50%;"></td></tr> </table>							<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-style: dashed;"> <tr><td style="width: 100%; height: 50%;"></td></tr> <tr><td style="width: 100%; height: 50%;"></td></tr> </table>			

※ 備 考	(手数料算定等に使用)
-------------	-------------

事 項	年 月 日申請	貼付金額	円
	住所 出願者 氏名		

注1 ※欄は記入しないこと。（太枠内に記入、貼付してください。）  
 注2 「住所氏名」欄は法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者職氏名を記載すること。

## ウ 手数料の確認

アにより算定した手数料の額に相当する北海道収入証紙の貼付のほか、次の事項について確認する。

- ① 新規・変更・継続の区分
- ② 申請年月日及び貼付額の記載
- ③ 出願者等の住所、氏名の記載

## エ 手数料算出根拠の記載

「収入証紙貼付用紙」の備考欄に広告物の種別（自家用・案内用・その他）及び算出計算式を適宜記載すること。

## オ 手数料の減免

条例第8条第3項に規定する減免は、大規模災害等に際して特に必要と認められる場合に例外的に行うものであり、出願者等の個別事情により行うことはできない。

許可権者は、減免をしようとするときは、あらかじめ建設部長と協議すること。

## 2 許可申請書の受理及び処分の決定

### (1) 許可申請書の受理

ア 書類審査の結果支障がないと認められるものは、許可権者において申請書の受付欄に收受印を押印し、これを受理するとともに、貼付された北海道収入証紙を印章又は署名により消印する。

イ 形式的要件を欠くものは、所要の補正を指導し、当該補正を了した後、受理するものとする。この場合において、申請者が補正指導に応じないときは、補正すべき事項を明記した文書により、概ね7日間の期限を付して補正するよう通知する。

当該通知後、申請者等が期限内に回答しない場合、又は補正に応じないとの意思を示した場合は、申請書を受理する。

「形式的要件を欠く」とは、申請書の記載欄に必要な事項の記入を欠く場合又は記入されている事項が明らかに誤っていると認められる場合、必要な書類の添付を欠く場合又は添付書類に記載された事項が明らかに誤っていると認められる場合、許可申請手数料の額に相当する北海道収入証紙を欠く場合などをいう。

また、営業所長、支店長等（以下本項で「営業所長等という」）を出願者又は管理者とする申請で、営業所長等が商業登記法第43条第1項の会社の支配人の登記をしていない場合であっても、本社又は支配人等、代表権（代理権）を有する者から委任を受け、若しくは社内規定による権限により申請を行うものであることを確認した場合には、申請を認めてさしつかえないものとする。

なお、北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第7条の規定により、たとえ申請書に不備があるなど申請が形式上の要件に該当しない場合であっても、申請者が申請書を提出する旨の意思を明確にした場合は、その申請書の提出を拒むこと（受け付けない、受理しないなど）はできないので、留意すること。

ウ 形式的要件は具備するが、規則に定める許可基準に適合しないものについては、申請者に対し、計画を変更し、又は中止するよう所要の補正又は取下げの指導を行い、申請者が取下げ指導に応じた場合は、直ちに申請書を返戻する。

申請者が当該指導に応じない場合は、許可できない旨及びその理由を明記した文書により、概ね7日間の期限を付して補正又は取り下げるよう通知する。

また、当該通知に応じない場合、受理は行わぬが、不許可処分となる見込みであるとともに、手数料の還付ができないことについても、併せて通知する。

当該通知後、申請者等が期限内に回答しない場合又は指導に応じないとの意思を示した場合は、申請書を受理する。

## (2) 許可基準の運用

許可基準の運用は、第8のとおり。

## (3) 処分の決定

### ア 許可処分

(ア) 許可基準に適合すると認められるものは、速やかに許可する。

(イ) 許可決定を行ったときは、許可申請書副本に規則別記第7号様式の許可印を押して申請者に交付する（規則第11条）。申請書の広告物の態様欄に係る別紙がある場合は、許可印により許可申請書副本と別紙を割印する。なお、当該割印には日付等の記入は要しない。

(ウ) 許可に当たっては、許可の有効期間を付し、「許可証明欄」に記載する。

この許可の有効期間は、「表示又は設置の日」から起算して、規則別表第1に定める期間を限度とする。ただし、審査等において既に表示済又は設置済であることを確認したものにあっては、申請日から起算して定めるものとする。

許可の有効期間の取扱い例は図-6のとおり。

図-6 許可の有効期間の取扱い例（固定広告物の場合）

←改正規則施行H18.4.1

区 分		年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1 一般的な 許 可	新規			△ 4/5 ▽ 4/9 □ 4/11	—————			○ 4/10		
	継続						△ 4/5 ▽ 4/9 ○ 4/11	—————		
2 新規許可申請時に 表示済又は設置済 を確認したもの				△ 5/28 ○ 6/20	—————			○ 5/27		
3 経過措置 期間が2年 のもの	ケース① ※1		△ 6/1 ▽ 6/5 □ 6/9	—————			○ 6/8			
	ケース② ※2		△ 6/1 ▽ 6/5 □ 6/9	—————			○ 6/8			
4 経過措置期間が 6年のもの ※1			△ 6/1 ▽ 6/5 □ 6/9	—————			○ 6/8			
							△ 6/1 ▽ 6/5 ○ 6/9	—————		
								○ 6/8		
									△ 4/5 ▽ 4/9 ○ 4/11	○ 3/31

凡例： △申請日   ▽許可決済日   ○—○ 許可の有効期間   □設置日

※1 平成17年度規則改正により、平成18年4月1日において現に許可を受けて表示され、又は設置されている案内用広告物のうち、改正後の規則第2条第2項又は別表第3又は別表第7に規定する許可基準に不適合となるものについては、高さ4メートル以下のものは2年間、高さ4メートルを超えるものは6年間旧基準で継続許可することができる。ただし、その許可期間は、それぞれ平成20年3月31日、平成24年3月31日を超えることはできない。

※2 許可期間の始期が、平成17年4月2日から平成18年3月31日までの物件については、平成20年3月31日を超えてもなお当該許可期間満了（最長平成21年3月30日）まで表示しておくことができるものとして取り扱う。

## イ 不許可処分

(ア) 2(1)イ又はウに該当し、申請者が補正又は取下げの指導に応じない場合は不許可処分とし、申請者に対してその理由を明示した文書により通知する。

この場合において、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）はあらかじめ指導経緯を含めて建設部長にその詳細を報告し、その取扱いについて緊密な連絡を行うものとする。

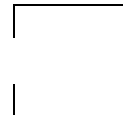
(イ) 総合振興局長等は、許可又は不許可の処分の決定に際し、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止上必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を求めるものとする。

参考文例－1 (補正指導通知)

(記号) 第 号  
年 月 日

申請者名 様

北海道〇〇総合振興局長 (振興局長)



屋外広告物許可申請書の補正について (通知)

年 月 日申請の次の屋外広告物は、(必要な補正事項を記載。必要に応じ「別紙」) ですので、必要な補正等を行い、月 日までに再度提出してください。

なお、上記の手続きがなされない場合も審査等を行われますが、許可はしない見込みであるととも手数料の還付もしますので、併せて通知します。

記

- 1 広告物の種類
- 2 表示又は設置の場所
- 3 表示内容
- 4 その他

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇〇〇)

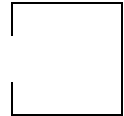


参考文例－２ （許可基準等に適合しない場合の取下げ通知）

(記号) 第 号  
年 月 日

申請者名 様

北海道〇〇総合振興局長（振興局長）



屋外広告物許可申請書の取下げについて（通知）

年 月 日申請の次の屋外広告物は、（理由を明示。必要に応じ「別紙」）ですの  
で、月 日までに許可申請を取り下げてください。

なお、取下げを行わない場合、審査等は行われますが、許可はしない見込みであるとともに  
手数料の還付もしませんので、併せて通知します。

記

- 1 広告物の種類
- 2 表示又は設置の場所
- 3 表示内容
- 4 その他

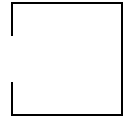
(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇〇〇)

参考文例－3 (処分が標準処理期間を著しく超える場合の通知)

(記号) 第 号  
年 月 日

申請者名 様

北海道〇〇総合振興局長 (振興局長)



屋外広告物の許可について (通知)

先にあなたから申請のありました次の屋外広告物の許可については、(理由を記載。必要に応じ「別紙」)により処理が遅れますので、あらかじめ通知します。

なお、処分予定日は 年 月 日頃です。

記

- 1 広告物の種類
- 2 表示又は設置の場所
- 3 表示内容
- 4 その他

(〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇〇〇)

参考文例－４ （不許可処分のお知らせ）

（記号）第 号指令

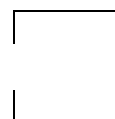
申請者の住所

申請者の氏名

年 月 日申請の屋外広告物は、北海道屋外広告物条例施行規則（昭和 26 年北海道規則第 17 号）〇〇に定める許可基準に適合しない（又は、申請書が形式的要件を具備していない）ため、許可しません。

年 月 日

北海道〇〇総合振興局長（振興局長）



教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1 による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は〇〇地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（〇〇部[〇〇室]〇〇課〇〇〇〇）

#### (4) 許可証票の交付等

許可決定を行ったときは、許可を証明する許可申請書副本の交付に併せて、規則別記第6号様式に定める許可証票を交付する。その際、許可に当たっての注意事項を付する。

##### ア 許可証票の交付等

###### ① 固定広告物

許可証票は、広告物若しくは掲出物件又は一件の許可ごとに交付する。

ただし、自家用広告物については、その設置場所等により直接貼付することが困難と認められる場合又は容易に視認できない場合は、広告物又は掲出物件の所在する事務所、営業所等の外側に貼付することができるものとする。

###### ② 簡易広告物

規則第8条の規定による許可申請の場合その他簡易広告物であって現物の提出がある場合には、条例第9条の規定にかかわらず、規則別記第7号様式に定める検印を当該広告物に押印することによりこれに代えることができるものとする。

###### ③ 電柱広告物

電柱広告物については、小型で規格が一定であり、かつ、出願者及び管理者が限定されていることから、その管理状況の把握が容易であるので、大量の許可事務の円滑かつ迅速な処理を図るため、許可証票の交付又は検印の押印を省略することができるものとする。

##### イ 許可証票の管理

許可証票受払簿を作成し、受け入れ及び払い出しの数量を記載するなど、適正な管理を行うこと。

月別屋外広告物許可証票受払状況

\_\_\_\_年度

月	受	払	残	確認年月日	確 認 印	
					主 査	係
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
計						



許可に当たっての注意事項

あなたが申請した屋外広告物許可申請書は、別紙副本のとおり、許可しましたので通知します。

なお、許可に当たって、次の事項に十分注意してください。

記

- 1 別添許可証票を許可を受けた広告物又は掲出物件に貼付してください。
- 2 許可を受けた広告物又は掲出物件は、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければなりません。特に固定広告物については、北海道屋外広告物管理指針に基づき、毎年定期的に適切な方法により点検を行うとともに、強風、地震等が発生したときは直ちに点検を行うよう努めてください。

許可を受けた広告物又は掲出物件が良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、その許可を取り消し、又はその改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることがあります。
- 3 許可期限が満了したときは、5日以内に除却し、「屋外広告物除却届」正副2通に除却後の写真を添えて遅滞なく提出しなければなりません。

許可期間終了後、さらに継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期間満了前に「屋外広告物継続許可申請書」正副2通を提出し、許可を受けなければなりません。この場合、固定広告物については、申請前3月以内に撮影したカラー写真（当該期間内に2回以上撮影した場合にあっては、最後に撮影したもので①全体の状態、②表示面（複数の面を有する場合はそれぞれの面）、③接合部・基礎の状態が把握できるもの）及び申請前3月以内に行った点検（当該期間内に2回以上行った場合にあっては、最後に行ったもの）についての屋外広告物点検結果報告書を添付しなければなりません。

固定広告物で1つの広告物の表示面積が10平方メートルを超えるものについては、屋外広告士又はこれと同等以上の知識を有する者による点検が必要となります。有資格者による点検を行い、点検者の資格を証する書面を添付してください。

また、許可を受けた後その許可の内容に変更が生じる場合は、「屋外広告物変更許可申請書」に当該変更に係る図面等を添付し、正副2通を提出しなければなりません。
- 4 許可を受けた後、新たに出願者又は出願者の住所若しくは氏名を変更したときは、5日以内に「屋外広告物出願者変更届」正副2通を提出しなければなりません。
- 5 管理者の選任や変更については、「屋外広告物管理者選任等届」により、正副2通を届け出なければなりません。許可申請や出願者変更時に併せて、管理者の選任や変更をする場合は当該許可申請書や出願者変更届の管理者欄に記載することで「屋外広告物管理者選任等届」の提出を省略することができます。

また、1つの広告物の表示面積が10平方メートルを超える固定広告物の管理者の選任又

は変更の場合は、資格を有する者の住民票の写し（住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認を希望せず、住民票の写しの提出を希望する方に限ります。）を添付しなければなりません。（屋外広告物条例の規定に基づいて道に申請等を行った際、道から交付された許可済証印又は収受印が押印されている住民票の写しがある場合は、これでも可。ただし、当該書面の発行の日から起算して1年以内のものに限ります。）

- 6 上記のほか、屋外広告物法及び北海道屋外広告物条例並びに関係諸法令等を遵守してください。

#### **(5) 屋外広告物許可台帳及び資料の整理・保存**

許可済の広告物又は掲出物件については、別に定めるところにより電算処理するとともに、台帳を整理するものとする。

台帳には、広告物の形状、意匠、色彩等が把握できる図面、写真及び設置場所の位置図の他、第3の1の(1)のシに定める「許可申請広告物に係る地域区分チェック表」（様式ー1）、他法令に係る地域の所管先からの回答書及び位置図等に他法令に係る地域を示したもののなど、規制地域の区分の判定の経過が明らかとなる資料を添付し、当該広告物が存する間、保存しておくこと。



## 第4 変更許可申請の審査

変更許可申請の審査は、新規許可申請に準じて行うものとする。

新規許可申請の審査と取扱いを異にする点は、次のとおり。

### 1 申請書記載事項の確認

「変更しようとする事項」には、表示内容及び広告物の態様（縦、横、面数、高さ、表示面積、照明の有無及び数量）等のうち、変更しようとする事項が記載されていることを要する。

また、規制地域の区分については、新規許可後の他法令に係る地域の変更等による変更がありうることから、第3の1の（1）のシと同様に規制地域の区分の確認を行うとともに、第3の2の（5）と同様に屋外広告物許可台帳の整理及び保存を行うものとする。

### 2 添付書類の確認

変更前と変更後が明確に示されている書類が添付されていなければならない。なお、次項ただし書により変更許可の有効期間を3年間とする場合などは、必要に応じ、継続許可申請に準じた添付書類を提出させること（規則第4条第4項）。

### 3 変更許可の有効期間と許可申請手数料の取扱い

変更許可の有効期間は、変更の日を始期として現に許可を受けている許可期間を限度とする。

ただし、手数料の算定を新規の許可と同様に全部について行う場合は、変更した日を始期とする規則別表第1に規定する許可の有効期間を定めることができる。

なお、審査時において既に変更済を確認したものにあっては、新規許可申請に準じ、申請日を始期として許可の有効期間を定めるものとする。

表－４ 変更内容別の手数料算定方法及び許可の有効期間

(1) 表示面積を変更しない場合

変更内容	手数料の算定方法	許可の有効期間
表示内容の一部変更	変更部分の面積のみ算定する場合	既許可の有効期間
	全部の面積を算定する場合	変更の日から３年間

(2) 表示面積を変更する場合

変更内容	手数料の算定方法	許可の有効期間
表示面積の拡大	拡大部分の面積のみ算定する場合 ※１	既許可の有効期間
	全部の面積を算定する場合	変更の日から３年間
表示面積の縮小	縮小部分の面積のみ算定する場合 ※１ ※２	既許可の有効期間
	全部の面積を算定する場合	変更の日から３年間

※１ 既許可の表示内容の一部を変更する場合は、当該変更部分の面積も含むものとする。

※２ 一部除却による表示面積の縮小の場合は、除却届の提出で足りるものとする。

(3) 照明装置又は発光装置を追加する場合

手数料の算定方法	許可の有効期間
照明装置等を有するものとして算定した額とこれを有しないものとして算定した額との差	既許可の有効期間
全部の面積を算定	変更の日から３年間

#### 4 自家用広告物の表示面積の控除の取扱い

自家用広告物であって、新規許可申請の手数料算定の際、規則別表第6の許可地域の項に定める適用除外の「表示面積の合計」（10平方メートル）に相当する部分の除外を受けたものについては、当該部分を除いて算定する。ただし、手数料の算定対象を変更に係る部分のみとした場合は、この限りでない。

#### 5 変更許可申請とならない変更等

次の場合は、変更許可申請とならないので、取り扱いに注意すること。

- ① 広告物又は掲出物件の表示内容及び形態・構造に変更を来たさない補強、修理又は塗装換え等の管理を行う場合
- ② 許可を受けて設置した掲出物件につき、その表示内容を1月以内で定期的に変更する場合。ただし、規則第10条の規定により、その都度事前に、その変更内容を知ることができる図面を添えて別記第5号様式により正副2通を許可権者に届け出なければならない。
- ③ 既に許可を受けている広告物の表示内容の全部を変更し、かつ、表示面積を拡大するとき、変更許可申請ではなく新規許可申請とする。

#### 6 複数の広告物を一の申請で許可している場合の特例

(1) 複数の広告物を一の申請で許可している場合で、さらに新たな広告物を設置するときについては、新たに設置又は追加する広告物についての新規許可申請となるが、特例として次のいずれかにより扱うことができるものとする。

- ① 既に許可を受けている他の広告物の表示内容又は面積の変更の有無にかかわらず、新たに設置又は追加する広告物と併せて新規許可申請として取り扱うこと（手数料は全部について算定する。）。

この場合、既許可物件について除却届の提出を求め、台帳の抹消整理を行い、新規許可申請によって新たに台帳を作成する。

- ② 既に許可を受けている他の広告物の表示内容又は面積の変更の有無にかかわらず、新たに設置又は追加する広告物と併せて前記「3 変更許可の有効期間と許可申請手数料の取扱い」により変更許可申請として取り扱うこと。

(2) 複数の広告物を1の申請書で既に許可している場合で、その許可申請の中の1つ（若しくは複数）を撤去するときは、当該広告物についてのみの除却として除却届の提出を求め、残っている他の広告物については継続許可されているものとして扱うこと。

この場合、この旨台帳の整理を行う。

#### 7 経過措置の適用を受ける場合の取扱い

規則第1条の5又は第2条の2第3項の規定による経過措置（以下「経過措置」という。）の適用を受けるものについては、経過措置自体が当該規定に定める期間（以下「猶予期間」という。）を限って行われるものであるから、4による許可の有効期間が猶予期間を超えることとなる場合には、猶予期間を限度として定めること。

また、変更許可申請の内容が次のいずれかに該当するときは、その同一性が損なわれることとなることから、経過措置の対象とならない。

- ① 表示面積を拡大するとき。
- ② 高さを増すとき。
- ③ 表示面積、形態又は構造を変更する場合であって、その規模が過半にわたるとき。
- ④ 出願者の変更を伴うとき。

ただし、新たな出願者（承継人）において、一定の期間内に是正すべき義務を承継することについて明確な意思表示がある場合を除く。

## **8 その他**

変更許可申請に際し、出願者又は管理者を変更するときは、当該申請は新出願者名又は新管理者名によるものとする。

これにより、管理者については管理者選任等届に代えることができるが、出願者の変更については規則別記第4号様式の届出の提出を要する（条例第11条及び第11条の2並びに規則第8条の3及び第9条）。

## 第5 継続許可申請の審査

継続許可申請の審査は、新規許可申請に準じて行うものとする。

また、規制地域の区分については、新規許可後の他法令に係る地域の変更等による変更がありうることから、第3の1の(1)のシと同様に規制地域の区分の確認を行うとともに、第3の2の(5)と同様に屋外広告物許可台帳の整理及び保存を行うものとする。

新規許可申請の審査と取扱いを異にする点は、次のとおり。

### 1 申請書記載事項の確認

#### (1) 継続しようとする期間

許可を受けた期間の終期（前回許可の許可期限）の翌日を始期として申請者の予定する期間を記入するものであるが、許可の有効期間を超える場合は当該有効期間を限度とする。

#### (2) 道路法による占用許可その他の法令による許可・届出

道路法の規定による道路の占用の許可など他法令による許可等に有効期間が設定されている場合には、当該有効期間内にあるものについて許可することを原則とするので、関係行政庁への更新手続を欠くことのないよう指導し、必要に応じ申請者に対して当該許可書等の写しの提出を求めるものとする。

### 2 添付書類の確認

固定広告物である場合には、次の書類を添付しなければならない。

#### (1) 屋外広告物点検結果報告書（別記第3号様式の2）【規則第4条第3項第1号】

- ・ 広告物が複数ある場合は広告物毎に屋外広告物点検結果報告書を作成し、任意の「報告書番号」を付すものとする。また、添付する写真にも屋外広告物点検結果報告書と対応することが分かるように「報告書番号」を付すものとする。2基目以降は、報告書太枠内のみの記載又は同内容の任意様式により報告させるものとする。
- ・ 申請前3月以内に行った点検についての点検結果であること。ただし、当該期間内に2回以上行った場合にあっては、最後に行ったものとする。
- ・ 固定広告物の表示面積が10平方メートルを超えるもの（壁面広告物又は屋上広告物であって建築物その他の工作物又は屋上構造物の壁面に直接描かれたようなものは除く。）については、屋外広告士又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの（規則9条の3第3項）に点検を行わせなければならない。

また、「資格」欄は有資格者による点検が必要な広告物については、記入させるものとする。

屋外広告物点検結果報告書は、広告物を適切に管理し、良好な状態を保持する行為等の義務の履行を担保するものであるもので、異常がある場合は直ちに必要な補修等を行うよう指導すること。

#### (2) 広告物のカラー写真【規則第4条第3項第2号】

広告物の全体の状態と、各表示面及び接合部・基礎の状態が把握できるカラー写真（申請前3月以内に撮影したもの）を添付すること。ただし、当該期間内に2回以上撮影した場合にあっては、最後に撮影したものとする。

#### (3) 資格を証する書面の写し【規則第4条第3項第3号】

固定広告物の表示面積が10平方メートルを超えるもの（壁面広告物又は屋上広告物で

あって建築物その他の工作物又は屋上構造物の壁面に直接描かれたようなものは除く)については、点検者の資格を証する書面の写しを添付しなければならない。ただし、広告物が複数あり、同一点検者が点検した場合は、2基目以降については省略できるものとする。

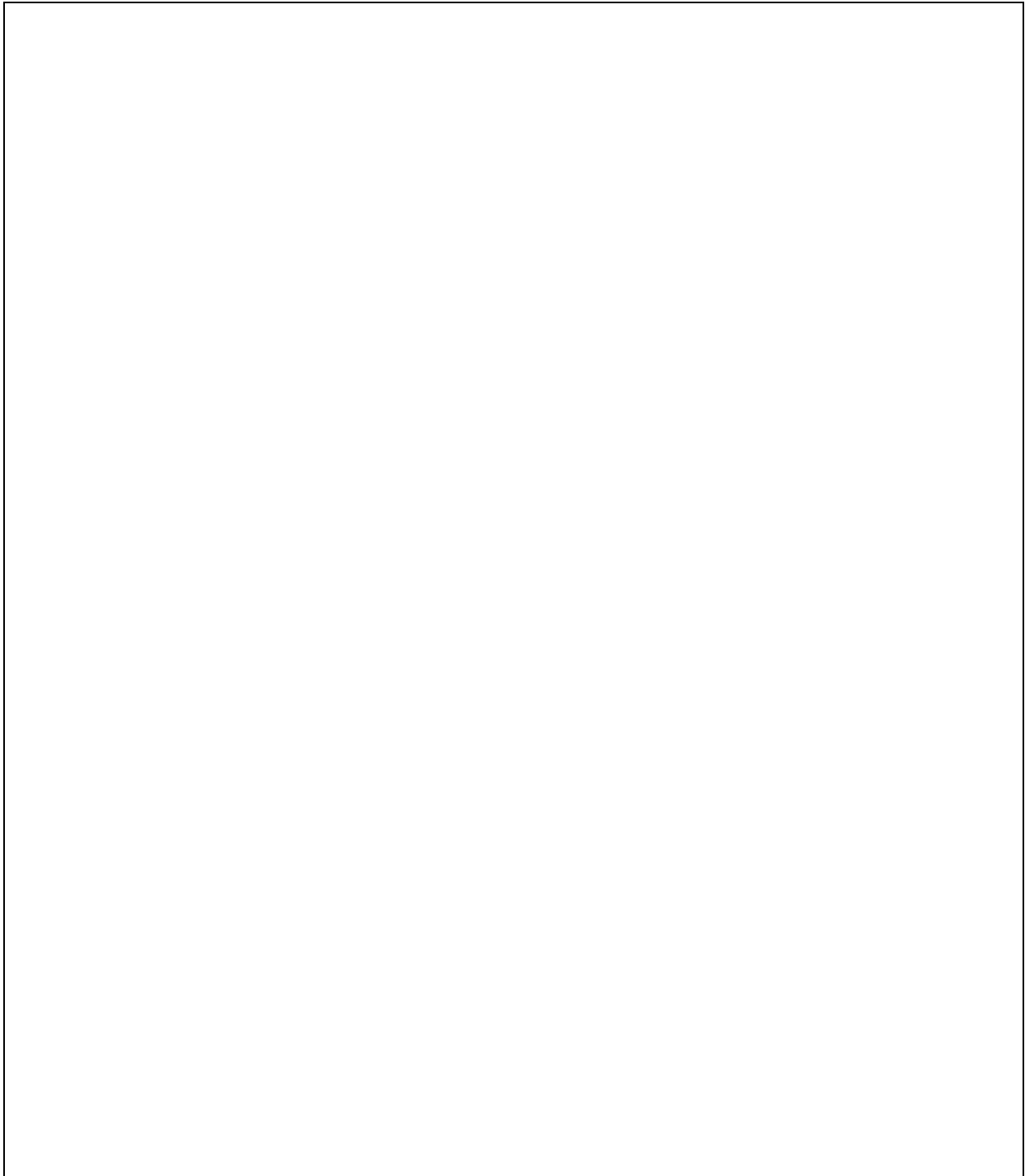
**※ 経過措置について**

屋外広告業に従事する者で屋外広告物講習会を修了した者は、令和元年(2019年)7月1日から令和4年(2022年)3月31日までの間、屋外広告士と同等以上の知識を有する者として規則で定める者(有資格点検者)とみなすので、屋外広告物講習会修了証書の写しを添付すること。

**(4) その他**

広告物を表示し、又は設置する場所若しくは物件が他人の所有又は管理に属するときであって、その承諾又は許可に期限が設けられているものについては、必要に応じ、申請者に対して承諾書又は許可書の写しの提出を求めるものとする。

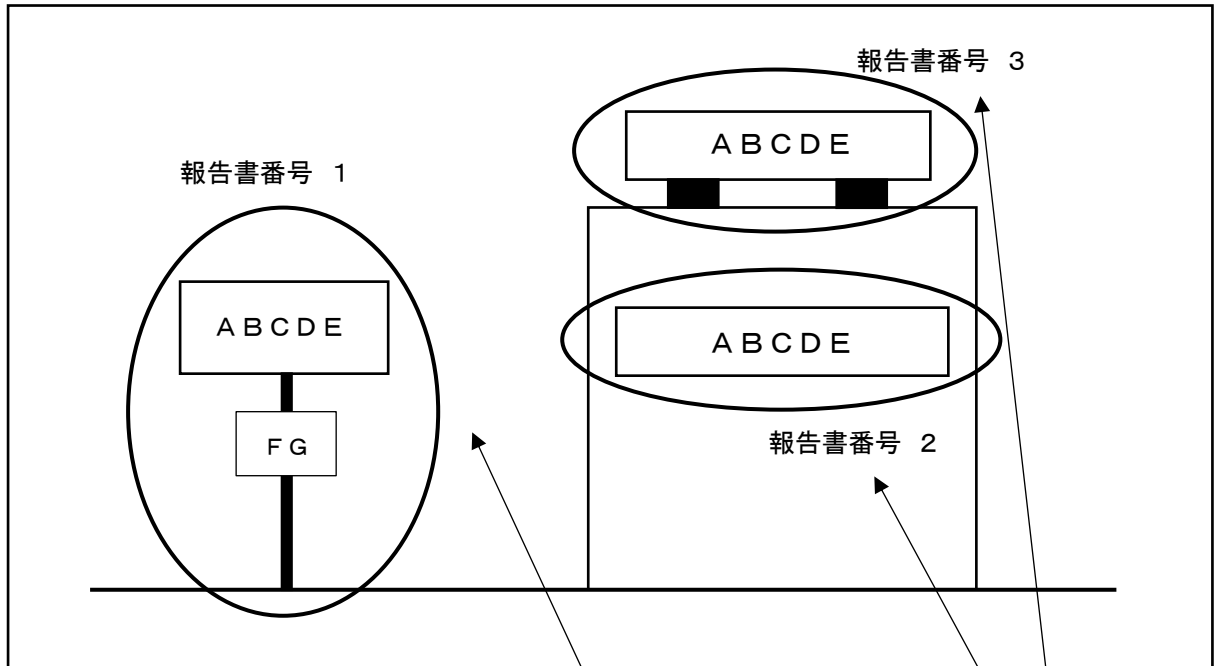
## 屋外広告物設置状況写真貼付用紙



- ・すべての許可物件について、申請前３月以内に撮影したカラー写真を貼付してください。
- ・広告物ごとに①全体の状態、②表示面（複数の表示面を有する場合はそれぞれの面）、③接合部・基礎の状態、が把握できる写真を貼付してください。
- ・複数の広告物がある場合、屋外広告物点検結果報告書に記載の報告書番号と対応する広告物がわかるように、報告書番号を記載してください。
- ・この用紙に収まらない場合は、この用紙をコピーして使用してください。
- ・２部提出してください。（１部コピー可）

参考一（写真貼付の例）

全体の写真



複数の広告物がある場合、報告書に記載の報告書番号と対応する広告物等をわかるように明示してください。

広告物ごとに、各表示面、接合部、基礎の状態が把握できる写真を添付してください。



点 検 年 月 日		年 月 日			
点検者	氏 名				
	住 所	(電話 番)			
	資 格				
屋 外 広告物 の概況	固 定 広 告 物 の 種 類	地上広告物 ・ 屋上広告物 ・ 壁面広告物			
	表 示 又 は 設 置 の 場 所				
	表 示 内 容				
	設 置 年 月 日	年 月 日 (経過年数 年 月)			
点 検 結 果					
点検 部位	点検項目	該当 事項	異常の 有 無	異常の内容	改善の概略
上 基 部 礎 構 造 ・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき		有・無		
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき		有・無		
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		有・無		
支 持 部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		有・無		
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落		有・無		
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形		有・無		
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等		有・無		
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常		有・無		
広 告 板	1 表示面の著しい変色・たい色		有・無		
	2 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落		有・無		
	3 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損		有・無		
	4 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり		有・無		
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯、不発光		有・無		
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水		有・無		
	3 周辺機器の劣化、破損		有・無		
そ の 他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損		有・無		
	2 避雷針の腐食、損傷		有・無		
	3 その他点検した事項 ( )		有・無		
点 検 方 法					
点検結果に関する 特記事項					

### **3 許可申請手数料の確認**

自家用広告物であって、新規許可申請の手数料算定の際、規則別表第6の許可地域の項に定める適用除外の「表示面積の合計」（10平方メートル）に相当する部分の除外を受けたものについては、当該部分を除いて算定する。

### **4 許可の有効期間**

前回許可の許可期限の翌日から起算して、規則別表第1に定める許可の有効期間を限度とする。ただし、前回許可の許可期限満了後に申請があった場合には、継続許可手続が適法に行われたとした場合に許可期限となるべき日を限度として定めるものとする。

### **5 経過措置の適用を受ける場合の取扱い**

経過措置の適用を受けるものについては、経過措置自体が猶予期間を限って行われるものであることから、4による許可の有効期間が猶予期間を超えることとなる場合には、猶予期間を限度として定めること。

### **6 継続許可申請書の提出時期**

許可期間満了前、継続許可申請書がいつから提出できるのか条例、規則上特段の定めはないが、許可期限と大きく乖離した時期に申請することのないように、おおむね振興局から出願者へ継続許可の催促通知を送付した日以降に申請させるものとする。

### **7 その他**

継続許可申請に際し、出願者又は管理者を変更するときの取扱いは、変更許可申請における取扱いに準ずるものとする。

## 第6 条例第6条第5項の規定による許可事務

### 1 許可申請書の提出があった場合の取扱いについて

条例第6条第5項の規定による許可について相談及び許可申請書の提出があったときは、下記の趣旨により本庁による許可事務となることを告げるとともに、至急都市計画課へ連絡するものとする。

### 2 条例の趣旨について

当該広告物については、許可を受けて条例第3条第1項の地域又は場所において規則別表第3の基準を適用せずに掲出でき、また、条例第2条の地域又は場所や物件等においても掲出できるとしたものである。

今後の社会情勢に適応できるように設けた条項であり、許可については審議会の意見を聴取し、知事が社会活動上必要なものとして特に認める場合に行うものである。

特例としての許可であり、その事務を本庁で行うとしたものである。

## 第7 条例第6条第1項の規定による適用除外の運用

条例第6条第1項及び規則第2条第1項の規定による適用除外の運用は、次のとおり。

### 1 条例第6条第1項第1号関係

「他の法令により表示し、又は設置するもの」とは、表示等の根拠が法令（地方公共団体の条例、規則を含む。）に規定されているものをいう。この場合の根拠規定には、道路標識の設置に係る道路法の規定など一定の広告物の表示等を義務づけるもののほか、選挙運動期間中の選挙運動用ポスターの表示等に係る公職選挙法の規定など一定の広告物の表示等を行うことができるものも含むものとする。

(1) 法律の規定により広告物の表示等が義務づけられているものの例は、次のとおりである

- ① 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第115条第1項による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置
- ② 道路法第45条第1項による道路標識の設置及び同法第47条の5による通行の禁止又は制限の場合における道路標識
- ③ 建築基準法第89条第1項による一定規模以上の建築物の建築等を行う場合の建築確認の表示
- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第40条による建設工場の現場等への標識の掲示

(2) 公職選挙法に規定する政治活動に係るポスター、看板等のうち、選挙運動期間以外の期間に表示され、又は設置されるものは、条例第6条第1項第1号に該当しないこととなる。したがって、同号以外の適用除外に該当しない限り、これらの広告物も条例第2条及び第3条による規制を受けるものであるが、当該規定の適用に当たっては、道民及び滞在者の政治活動の自由その他の基本的人権を不当に制限することのないよう十分注意しなければならない（条例第30条）。

なお、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出をした政党、協会その他の団体が立看板を表示するための許可を受けようとするときは、条例第8条第1項ただし書により許可申請手数料を要しないこととされている。

### 2 条例第6条第1項第2号関係

(1) 「公共的団体」とは、法人であるか否かを問わず、公共的な活動を営む団体のすべてをいう。ただし、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第2条第1項の独立行政法人は「国」と、地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人及び土地改良区等の公共団体は「地方公共団体」とみなす。

また、自然公園法による公園事業を私人が行う場合など国又は地方公共団体が行うべき事務又は事業を、法令の規定に基づき私人が行う場合には、国又は地方公共団体が行う事務又は事業とみなす。

「公共的団体」となるものの例は次のとおり。

- ① 商工会議所、商工会等の産業経済団体
- ② 赤十字社、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体
- ③ 青年女性団体、体育協会等の文化事業団体
- ④ その他町内会等事業目的が公共的性格をもつもの

これらの他、公共的団体であるか否かについては、その団体の設立の主たる目的等に公共

的な目的があるかにより判断することとする。よって、その団体の事業の一部分にのみ公共的目的も含まれるなどは、公共的団体とはいえないものとする。

- (2) 「公共的目的をもって」とは、不特定多数の者の福祉の増進又はその不利益の予防を目的とすることをいい、営利を目的としないことのみでは、これに該当しない。
- (3) 本号により適用除外となるのは公共的団体が当該団体の主たる事務又は事業と直接結びつく内容について「公共的目的をもって」表示し、又は設置するものに限られることから、行為者が公共的団体に該当する場合であっても、当該団体の事務又は事業に関連のないもの及び間接的に関連があるもの、団体の構成員の親睦を目的とするもの、当該構成員や特定職域の者のみを利益の対象とするもの、特定の個人の精神的、経済的支援を目的とするものなど営利を目的としないだけのものは、同号の対象とならないものである。
- (4) 本号に掲げる広告物又は掲出物件については、その目的及び掲出実態等にかんがみ、表示面積及び高さについて規則上基準は設けられていないが、周囲の景観及び環境を損なってはならないことにおいて他の広告物又は掲出物件と変わりはないことから、行為者に対し、その新設又は変更に当たっては許可基準又は規則第2条第1項第1号から第3号までに定める適用除外基準の例により表示し、又は設置するよう要請するものとする。

### 3 条例第6条第1項第2号の2関係

- (1) 「公益上必要な施設又は物件」とは、地方自治法に規定する公の施設及び当該施設内等において公衆の利用に供される物件をいう。
- (2) 「寄贈者名」とは寄贈者の氏名又は名称をいうが、寄贈目的、寄贈年月日等の寄贈内容の表示を含むものとする。

なお、寄贈者の事業若しくは営業の内容又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するものは、これに該当しない。
- (3) 一の施設又は物件に1個を限度とし、蛍光塗料を使用するものは本号に該当しないものとする。
- (4) 本号の対象となる行為は「広告物の表示」に限られることから、当該施設又は物件にさらに広告物の表示を目的とする物件を設置し、寄贈者名を表示するものは対象とならない。

### 4 条例第6条第1項第3号関係

- (1) 「自己の事務所又は営業所」とは、現にその者の事業の内容たる活動が行われている建築物その他の工作物及びその敷地等の物的施設からなる一定の場所をいう。

この「事業の内容たる活動」とは、契約等の業務、事務の処理、サービスの提供を行うことのほか、工場・加工場・発電所（電気事業法の定義によるもの）等の製造・加工等の活動（農地における農作業は除く。）も含まれる。

なお、有人であるか無人であるかを問わない。

この「物的施設からなる一定の場所」とは、当該建築物その他の工作物及びその敷地のほか、道路を隔てた駐車場、分室など機能上一の事務所又は営業所を構成すると認められる土地等を含むものであるが、物的施設を欠く場合（分譲地において、現地営業所を設けることなく、分譲中である旨の「のぼり」を表示する場合など）は条例第6条第1項第3号には該当しない。

なお、テナントビルに入居するテナントが当該ビル及びその敷地内において表示し、又は設置するものは、その位置を問わず同号の対象となりうる

- (2) 「自己の事業若しくは営業の所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内

容」とは、当該事務所又は営業所において、現に行われている自己の事業若しくは営業に係るもの又は現に販売され、若しくは製造されている商品に係るものをいう。

(3) 規則別表第6に定める「表示面積の合計」とは、一の事務所又は営業所における自家用広告物（簡易広告物を含む。）の総表示面積をいう。

同一の建物に入居する複数の異なる掲出者の自家用広告物が併設される場合は、そのすべての面積の総和が別表第6の基準を満たす場合に、本号に該当するものとする。ただし、許可地域であって、その総和が当該地域における許可基準を満たし、かつ、掲出者毎に別表第6の基準を満たす場合は、それぞれ本号に該当するものとして取り扱う。

(4) 規則別表第6に定める「高さ」の基準は、条例第3条の適用を受けるものの例により適用するが、地上広告物にあつては、その視認性に配慮し、前面道路等の構造から特にやむを得ないものと認められるときは、当該道路等の路面からの高さについて適用するものとする。

(5) 規則別表第6に定める基準のうち第1種禁止地域の基準の適用に当たっては、条例第2条において引用する自然公園法その他の法令を所管する行政庁と連絡を密にし、その取扱いについて整合を図るものとする。

(6) 条例第2条第1項第7号の区域については、その性格上あらかじめ規則別表第5に定める第1種禁止地域又は第2種禁止地域の区分を定めることができないことから、同号による知事指定の際に、当該区分も併せて指定され、告示されるものである（規則第2条第1項第2号及び第30条）。

## 5 条例第6条第1項第3号の2関係

(1) 「管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの」とは、当該土地又は物件の所有者名又は管理者名を表示するものその他表示等の目的及びその内容が管理上必要と認められるものをいう。

なお、一の土地又は物件に表示方向を同じくするものを連続して設置する場合など管理上の必要性を超えるものと認められる場合は、これに該当しない。

(2) 規則第2条第1項第3号の「1面の表示面積」の基準は、条例第3条の適用を受けるもののうち1面の表示面積について規制を受けるものの例により適用する。

## 6 条例第6条第1項第4号関係

規則第2条第1項第6号の「大売出し」とは、年末年始、中元、クリスマス、お祭等の大売出しなど地域的に行われる慣例的な催しのためにするものをいい、その期間中に限り設置を認める。

## 7 条例第6条第4項関係

適用除外広告物及び掲出物件に適用除外広告物に該当しない広告物を付する場合とは、物理的に一体となった広告面に表示する場合とする。同一壁面又は同一掲出物件に表示又は設置されていても、単独で取り外しが可能な場合は本項は適用しない。なお、壁面に直接描かれた広告物については、意匠上不可分である場合に物理的に一体となっているものとして取り扱う。

## 8 条例第6条の2関係

(1) 公共広告物の掲出について協議があつた場合、規則第2条第5項の基準内のものとなるよう要請するものとする。しかし、掲出者の了解を得られなかった場合で、さらに各許可地域の基準を超える大きさ等である場合は、従来どおり各許可地域の基準内となるよう要請するものとする。

また、この条項の趣旨が国、地方公共団体又は公共的団体に対し、良好な広告景観への取

組みの先導的な役割を求めるというものであり、この趣旨を説明した上で協議を行うものとする。

協議を了した際は、様式－5により通知する。

- (2) 北海道（本庁、各出先機関、議会及び各委員会を含む。）が広告物を掲出する場合は、条例の趣旨を最も遵守すべき立場であるため、規則第2条第5項の基準内で掲出するように強く要請するものとする。

## 9 商店街協同組合等が設置し、又は管理する街路灯を利用する広告物の取扱い

- (1) 商店街協同組合、町内会など道路管理者又は地方公共団体以外の団体が設置し、又は管理する街路灯に、当該団体の構成員の名称を表示するものは、規則第2条第1項第3号の基準を満たし、かつ、規則別表第3第2号の表に定める電柱広告物の規格を超えないものに限り、条例第6条第1項第3号の2に該当するものとして取り扱う。ただし、この取扱いは、1柱につき1個を限度とする。

- (2) 商店街協同組合、町内会など道路管理者又は地方公共団体以外の団体が設置し、又は管理する街路灯に、当該街路灯の設置又は管理に要する費用に充てることを目的として、当該団体又はその構成員以外の者の名称を表示するものは、規則第2条第1項第1号の基準を満たし、かつ、規則別表第3第2号の表に定める電柱広告物の規格を超えないものに限り、条例第6条第1項第2号の2に該当するものとして取り扱う。

ただし、この取扱いは、1柱につき1個を限度とする。

- (3) 上記(1)及び(2)の取扱いは、街路灯の整備の現状、街路灯を禁止物件とする他県の規制の状況等にかんがみ、条例による規制の趣旨である沿道景観の保全及び道路交通の安全の確保に支障をきたさない範囲内で適用除外条項の運用によりその表示等を認めるものであるから、取扱い商品名その他営利を目的とする広告物を付するものはこの取扱いの対象とならないものである。

## 10 その他

- (1) 総合振興局長等は、条例第6条第1項及び規則第2条第1項の規定の適用に際し、広告物の態様等から当該規定に該当するか否かの判断が困難であると認める場合及び複数の総合振興局等間で統一的な取扱いをする必要があると認める場合には、その詳細を様式－6により建設部長に報告するものとする。
- (2) 条例第6条第1項の規定により条例第2条及び第3条第1項（同項第5号及び第6号については、第2条を除く。）の適用が除外されるものにあっても、条例第4条及び第5条の禁止広告物に関する規定並びに条例第12条の管理及び除却の義務に関する規定は適用されるものであるから、適用除外の広告物の表示等が周囲の景観及び環境を損なうことのないよう、適正な管理等の指導に努めるものとする。
- (3) 条例第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものについての規則第2条第1項第7号及び第8号の基準の適用並びに条例第2条の規定の適用に当たっては、道民及び滞在者の政治活動の自由その他の基本的人権を不当に制限することのないよう十分注意しなければならない（条例第30条）。

番 年 月 日

(掲出者)  
住 所  
団体名  
代表者

北海道 総合振興局長 (振興局長)

公共広告物掲出協議について  
年 月 日付けで提出のあった公共広告物掲出協議について、協議を了しましたので通知し  
ます。

記

1 協議内容

1 表示又は設置の場所								
2 表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで							
3 屋外広告物の態様	種 類	縦	横	面数	高さ	表示面積	証 明	数量
		m	m		m	m <sup>2</sup>	有・無	
4 表示する内容								

2 地域区分の判定

第 種許可地域 (第 種禁止地域)

3 留意事項 (掲出に当たっての注意事項等)

(〇〇部 [〇〇室] 〇〇課〇〇〇〇)



様式－6 （事例照会）

屋外広告物許可事務等取扱事例照会

照会年月日	年 月 日	
照 会	総合振興局（振興局）	
【項目】		
<p>【内容】</p> <p>【取扱例】</p> <p>（理由）</p>		
回 答		
<p>（理由）</p>		

【別添】

## 第8 許可基準の運用

規則第1条の4第1項に規定する許可基準及び第2条第2項に規定する許可基準の運用は、次のとおりとする。

### 1 固定広告物関係

分割表示広告物のうち、複数の地上広告物又は屋上広告物（独立性をもった工作物である場合に限る。）に分割して表示するものにあつては、表示面相互の間隔は、1表示面分以下とする。

### 2 簡易広告物関係

簡易広告物のうち、建築物その他の工作物の壁面に表示するものは、一の壁面に同一内容のものを連続して表示しないものとする。

### 3 案内用広告物及び第6種許可地域の自家用広告物関係

案内用広告物及び規則別表第3第1号の表第6種許可地域の項に定める自家用広告物のうち、地上広告物にあつては、その視認性に配慮し、前面道路等の構造等から特にやむを得ないものと認められるときは、規則別表第3第1号の表第6種許可地域の項及び別表第7に定める「高さ」の基準は、当該道路等の路面からの高さについて適用するものとする。

### 4 第6種許可地域における複数の掲出者による自家用広告物関係

同一の建物に入居する複数の異なる掲出者の自家用広告物が併設される場合は、一個あたりの表示面積、一事務所又は一営業所あたりの表示面積の基準適合性の判定にあつては、すべての広告物の面積の総和により審査する。

### 5 案内用広告物関係

施設等の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限であるか否かの基準適合性の判定にあつて、適用除外広告物に該当する内容を同一板面又は同一の掲出物件に表示することは許容される。

ただし、表示面積の基準適合性の判定は、すべての広告物の面積の総和により審査する。

### 6 許可基準と適用除外広告物の関係

一面の表示面積及び表示面積に係る許可基準の適合性については、適用除外広告物を含むすべての広告物の面積の総和により審査する。（第6種許可地域における自家用広告物及び案内用広告物の審査にあつても同じ。）ただし、施設等内における防犯、防災その他の安全確保を主たる目的とし、かつ、主として当該施設等に入場した者に対して表示すると認められる広告物は、許可基準の適合性判定にあつて、面積合算の対象としないことができるものとする。

### 7 その他

総合振興局長等は、規則第1条の4第1項及び第2条第2項の規定の適用に際し、広告物の態様等から当該規定に適合するか否かの判断が困難であると認める場合及び複数の総合振興局等間で統一的な取扱いをする必要があると認める場合には、その詳細を様式-6により建設部長に報告するものとする。

## 第9 屋外広告物許可に係る各種届出の審査

### 1 各種届出の事務処理

各種届出については、行政手続条例第35条が適用されることから公正な処理が義務付けられるので、次の事項に留意すること。

- (1) 速やかに書類審査を行い、その結果、形式的要件に適合する場合は、届出を受理し所定の処理を行うこと。
- (2) 形式的要件を欠いている場合は、所要の補正等の指導を行うこと。その際、届出者が指導に応じない場合は、当該理由を明記した通知文を付して届出書を返戻するものとする。

なお、形式的要件を欠いている届出に対し、直ちに補正等を求めないと、受理したものと見なされ、届出義務違反とならない場合があるので取扱いには十分注意すること。

### 2 管理者の届出等

- (1) 管理者を定めたとき、又は変更したときは規則別記第3号様式の4の屋外広告物管理者選任等届の提出を要する。管理者が複数となる場合には個々の管理者毎に届け出なければならない。

ただし、新規、変更若しくは継続許可申請時又は出願者変更届の際に管理者欄への所要事項の記載によりこれを省略することができる。（管理者が複数となる場合を除く。）

- (2) 管理者の届出は、管理者の変更等がない限りその届出は有効であるが、管理体制上の確認のため、許可申請書の提出がある毎に管理者欄に記載させること。
- (3) 規則第8条の2第2項に規定する管理者（管理者が法人の場合は、規則第8条の2第2項に規定する資格者）の住所確認は、住民基本台帳ネットワークにより行う。ただし、住民基本台帳ネットワークの利用を希望せず、住民票の写しの提出を希望する者については、住民票の写しと、住民基本台帳法の適用を受けない者である場合には、住民票の写しに代わる書面と照合する。
- (4) 規則第8条の3第3項に規定する資格を証する書面の写しの提出について、当該管理者として届けようとする者が屋外広告物講習会修了証を紛失しているが、総合振興局等で台帳などにより本人であることが確認できた場合であって迅速な事務処理を要するときは、許可申請書等にその旨を付記し、資格証の写しに代えることができるものとする。

なお、その際は速やかに再交付の申請を行わせることとする。

- (5) 規則第8条の3第3項の「住民票の写し又はこれに代わる書面」は、その発行の日から起算して1年以内のものであることを要する。

「住民票の写し又はこれに代わる書面」の提出があったとき（屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更の届出の場合を含む。）は、收受印又は許可済証印を押印し、その写しを交付するものとする。

当該写しは、その発行の日から起算して1年間に限り、他の許可申請又は管理者選任等届に添付が必要な「住民票の写し又はこれに代わる書面」として取り扱うことができるものとする。

### 3 出願者の変更の届出等

- (1) 承継による出願者の変更については、承継人において届け出なければならない。（条例第11条の2第2項）

(2) 承継による出願者の変更にあつては、被承継人及びその管理者であつたものは条例上「出願者」及び「管理者」たる地位を失う（したがって、規則別記第3号様式の4による管理者の解任についての届出の提出は、これを要しない。）ことから、承継人が管理者を置くことはその者が被承継人の管理者であつたか否かを問わず常に管理者の設置に該当し、その届出は当該承継に係る規則別記第4号様式の管理者欄への所要事項の記載により省略することができる。

#### **4 除却の届出**

- (1) 条例第12条第2項に規定する「表示又は設置の許可期限が満了したとき」とは、許可に際し付される許可の有効期間を満了したとき、条例第13条の規定により許可を取り消されたとき、及び条例第33条第3項において準用する同条第2項の期間内（新たに許可地域に指定され、又は編入された日から3月以内）に同項の規定による許可の申請をせず、又は当該申請に対して不許可の処分があつたときをいう。
- (2) 複数物件を一の申請で取り扱っているときは、すべての物件を除却しない場合であっても、除却の届出を要する。この場合、規則別記第4号様式の2屋外広告物除却届の「受付」欄に除却した物件の内容について記載させることにより、処理するものとする。
- (3) 除却した物件が簡易広告物のみの場合は、規則第9条の2第1項に規定する除却後の写真の添付を省略することができるものとする。

#### **5 屋外広告物変更届**

規則第10条の規定による届書の提出により、条例第10条第1項の許可を受けることなく広告物を変更することができる場合は、許可を受けて設置した掲出物件につき、その表示内容のみの変更を1月以内で定期的に行う場合や工作物等の変更を伴わないなど軽微な変更である場合に限られるものであり、その他の表示内容、広告物の態様等の変更については、いずれも同項の許可を要するものであるから当該届書の提出があつたときは、その変更内容の確認に特に注意すること。

## 第 10 その他

### 1 身分証明書の管理

様式－ 7 の身分証明書交付簿を備え、適正に管理すること。



## 規則及び要領に基づく許可基準（参考）

この許可基準は、規則に定める別表「許可基準」及び要領に定める「許可基準の運用」を実務用に広告物の態様別又は地域区分別に整理し表としたものです。

- 1 許可地域の区分及び許可地域等
- 2-1 地上広告物
- 2-2 アーチ式広告物
- 3 屋上広告物
- 4 壁面広告物
- 5 第6種許可地域
- 6 簡易広告物
- 7 許可地域等の区分に変更があった場合の経過措置
- 8 禁止地域、許可地域及び適用除外基準
- 9 許可基準の運用



# 1 許可地域の区分及び許可地域等（規則別表第2関係）

区 分	許 可 地 域 等
第1種許可地域	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域</li> </ul> <p>ただし、その地域が第3種許可地域及び第5種許可地域に掲げる地域又は場所（条例第3条第1項第7号の区域を除く。（国立公園、国定公園、道立自然公園の区域））に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。</p>
第2種許可地域	<p>都市計画法第2章の規定により定められた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域</li> </ul> <p>並びに条例第3条第1項1号の知事が指定する区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■建築基準法第6条第1項第4号指定地域、その他の市街地で個別に指定する区域</li> </ul> <p>その他知事が指定する地域又場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■滝上町の一部</li> </ul>
第3種許可地域	<p>都市計画法第2章の規定により定められた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域</li> </ul> <p>都市計画法第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域という。」）又は条例第3条第1項1号の知事が指定する区域（建築基準法第6条第1項第4号指定地域等）のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■高速自動車国道及び自動車専用道路（一般国道に限る。以下同じ。）から展望することができる地域であってこれらから500m以内の区域並びに同項第5号の2の区域（休憩所又は給油所の存する区域）</li> </ul> <p>ただし、その地域が第5種許可地域に掲げる地域又は場所（同項第7号の区域を除く。）に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。</p>
第4種許可地域	<p>条例第3条第1項1号の都市計画区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■用途地域以外の区域（市街化調整区域又は都市計画区域の白地区域）</li> </ul> <p>同項第5号の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道から500mを超え展望できる地域（用途地域等を除く。）</li> <li>■国道（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、道道、鉄道から100mを超え展望できる地域（用途地域等を除く。）</li> </ul> <p>その他知事が指定する地域又は場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■江別市大麻地区地区計画区域</li> </ul> <p>ただし、その区域が第1種許可地域から第3種許可地域まで、第5種許可地域及び第6種許可地域に掲げる地域又は場所に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。</p>
第5種許可地域	<p>条例第3条第1項2号から第4号まで、第6号、第7号及び第9号の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■森林法の保安林として指定された森林のある地域</li> <li>■自然環境保全法で指定された原生自然保全地域及び自然環境保全地域</li> <li>■北海道自然環境等保全条例で指定された道自然環境保全地域、環境緑地保護地区（一部）及び学術自然保護地区</li> <li>■知事が指定する公園、緑地の地域</li> <li>■自然公園法で指定された国立公園又は国定公園の区域及び北海道立自然公園条例で指定された道立自然公園の区域</li> </ul> <p>ただし、同項7号の区域が第1種許可地域から第3種許可地域まで掲げる地域又は場所に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。</p>
第6種許可地域	<p>条例第3条第1項5号の区域のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■国道（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、道道、鉄道（新幹線鉄道を除く。）から展望することができる地域であってこれらから100m以内の区域</li> </ul> <p>ただし、その区域が第1種許可地域から第3種許可地域まで及び第5種許可地域に掲げる地域又は場所に該当する場合は、当該地域又は場所について定められた区分による。</p>

## 2-1 地上広告物（施行規則別表第3の1関係）

地域区分	1面の表示面積	表示面積	高さ
第1種許可地域	75㎡以内	かつ150㎡以内	20m以下
第2種許可地域	40㎡以内	かつ80㎡以内	15m以下
第3種許可地域	30㎡以内	60㎡以内	10m以下
第4種許可地域			
第5種許可地域	15㎡以内	かつ30㎡以内	10m以下

## 2-2 アーチ式広告物（施行規則別表第3の1備考関係）

地域区分	1面の表示面積	表示面積	高さ	横断する部分の高さ
第1種許可地域 （ 第6種許可地域	各許可地域に同じ	同左	同左	横断する部分の下端の高さは次のとおり。 ・歩道上では3m以上 ・車道上では4.5m以上

## 3 屋上広告物（施行規則別表第3の1及び備考関係）

地域区分	1面の表示面積	表示面積	高さ（いずれか小さい数値以下とする。）
第1種許可地域	—	300㎡以内	・20m以下 ・地上からの高さが20mを超える場合は、高さが建築物の高さの3分の2以下
第2種許可地域	—	150㎡以内	・15m以下 ・地上からの高さが15mを超える場合は、高さが建築物の高さの3分の2以下
第3種許可地域	75㎡以内	かつ150㎡以内	・15m以下 ・地上からの高さが10mを超える場合は、高さが建築物の高さの3分の2以下
第4種許可地域	30㎡以内	かつ60㎡以内	・10m以下 ・地上からの高さが10mを超える場合は、高さが建築物の高さの3分の2以下
第5種許可地域	15㎡以内	かつ30㎡以内	
各許可地域共通	屋上広告物を階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分（以下「屋上構造物」という。）に設置する場合には、当該屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、屋上広告物の高さに算入する。		

#### 4 壁面広告物（規則別表第3の1及び備考関係）

地 域 区 分	表 示 面 積 等
第1種許可地域	取付け壁面の面積の3分の1又は50㎡のいずれか小さい数値以内とする。
第2種許可地域	
第3種許可地域	
第4種許可地域	取付け壁面の面積の3分の1又は30㎡のいずれか小さい数値以内とする。
第5種許可地域	
各許可地域共通	<p>① 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、出幅が1.5m以内で、かつ、その下端の高さが歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のものであること。</p> <p>② 壁面広告物のうち文字、記号又は商標が表示されている部分の面積は、当該文字、記号又は商標の面積にこれら意匠上一体となっている部分の面積を加えたものとする。</p>

#### 5 第6種許可地域（規則別表第3の1関係）

広告物の態様	案内用の広告物	自家用の広告物
掲出することができる広告物等	施設等への案内を目的として、当該施設等の名称、商標、事業若しくは営業の内容、若しくは当該施設等への距離、方向を表示する広告物又はこれを掲出する物件で、下記のいずれにも該当するものであること。	条例第6条第1項第3号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件であること。
1面の表示面積	3.5㎡以内	—
表示面積	7㎡以内	1事務所又は1営業所当たり30㎡以内（簡易広告物含む。）
高さ	6m以下	10m以下
数量	4個以下	—
広告物等の相互間の距離	500m以上	—
施設等からの距離	半径5km以内	—

## 6 簡易広告物（規則別表第3の2関係）

種 類		縦	横	高さ	その他の規格
立 看 板		3 m以内 (脚の長さ 含む。)	0.9m以内	—	道路と平行にたてかけられる もの（電柱その他これらに類す るものを利用しないものに限 る。）であること。
電柱 広告物	巻付け広告物	1.8m以内	—	下端の高さが地 上から 1.5m以 上	1 柱につき 1 個とし、蛍光塗料 を用いないものであること
	突き出し広告物	1.2m以内	0.45m以内 出幅 0.6m以内	下端の高さが歩 道上では 3 m以 上、車道上では 4.5m以上	1 柱につき 1 個とし、蛍光塗料 を用いないものであること
消火 栓標 識柱	突き出し広告物	0.4m以内	0.8m以内	下端の高さが歩 道上では 3 m以 上、車道上では 4.5m以上	1 柱につき 1 個とし、蛍光塗料 を用いないものであること。
広告幕・広告網		—	—	下端の高さが歩 道上では 3 m以 上、車道上では 4.5m以上	—
アドバルーン広告物		15m以内 (長さ)	1.5m以内 (幅)	係留地点から 50 m以下	気球の直径 3 m以内

## 7 許可地域等の区分に変更があった場合の経過措置（規則別表第4関係）

種 類	等	期 間
固定広告物（条例第6条第1項第3号に掲げるものを除く。） （※自家用の広告物以外の広告物）	高さが 4 m以下のもの	2年間
	高さが 4 mを超えるもの	6年間
固定広告物（条例第6条第1項第3号に掲げるものに限る。）		6年間
簡易広告物及び移動広告物		1年間

## 8 禁止地域、許可地域及び適用除外基準（規則別表第5、第6及び第7関係）

区 分	地域及び適用除外基準（条文内容は簡略化）		
第1種禁止地域	条例第2条第1項第1号の2から第1号の5まで及び第3号の3の区域 ・第1号の2～森林法の保安林として指定された森林のある地域 ・第1号の3～自然環境保全法で指定された原生自然保全地域及び自然環境保全地域 ・第1号の4～北海道自然環境等保全条例で指定された道自然環境保全地域、環境緑地保護地区（一部）及び学術自然保護地区 ・第1号の5～市民農園整備促進法に規定する市民農園の区域で知事が指定する区域 ・第3号の3～自然公園法で指定された特別地域又は北海道立自然公園条例で指定された特別地域で、知事が指定する区域		
	自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の商標、名称、内容、商品標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの（条例第6条第1項第3号関係）	表示面積が1個当たり5㎡以下で、かつ、表示面積の合計が1事業所又は1営業所当たり10㎡以内及び高さ5m以下のものであること。	
	適用除外基準	表示面積及び高さ	3.5㎡以内及び高さ5m以下のものであること。
	道標、案内図板その他公共の利便を目的とする物件（条例第2条第2項関係）	数 量	4個以下であること。
	その公共の利便を目的とする物件（条例第2条第2項関係）で、これを掲出する物件の相互間距離	同一施設等への案内を目的とする広告又はこれを掲出する物件の相互間距離	500m以上であること。
		表示又は設置の場所	案内誘導しようとする施設等から5km以内であること。
	表示方法	発光装置又は照明装置の光源が点滅又は回転しないものであること	
第2種禁止地域	条例第2条第1項第1号、第2号から第3号の2まで及び第3号の4から第6号の区域。ただし、その区域が第1種禁止地域に該当する場合は、第1種禁止地域とする。 ・第1号～第1種低層住専地域、第2種低層住専地域、第1種中高層住専地域、第2種中高層住専地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区で知事が特に指定する区域 ・第1号の2～森林法の保安林として指定された森林のある地域 ・第1号の3～自然環境保全法で指定された原生自然保全地域及び自然環境保全地域 ・第1号の4～北海道自然環境等保全条例で指定された道自然環境保全地域、環境緑地保護地区（一部）及び学術自然保護地区 ・第1号の5～市民農園整備促進法に規定する市民農園の区域で知事が指定する区域 ・第1号の6～景観法で指定された準景観地区であって、条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域 ・第1号の7～景観法で規定する地区計画等意匠条例により制限を受ける地域で、知事が指定する区域 ・第2号～文化財保護法で指定された建造物の周囲で、知事が指定する範囲内にある地域		

区 分	地域及び適用除外基準（条文内容は簡略化）			
第2種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号 ～文化財保護法又は北海道文化財保護条例で指定され、又は仮指定された地域</li> <li>・第3号の2～高速自動車国道及び自動車専用道路（一般国道）の区域（休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。）並びにこれらから展望することができる地域で知事が指定する区域</li> <li>・第3号の2の2～新幹線鉄道から展望できる地域で知事が指定する区域</li> <li>・第3号の4～都市公園法に規定する都市公園の区域及び都市公園等緊急措置法に規定する公園又は緑地の区域</li> <li>・第3号の5～港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が特に指定する区域</li> <li>・第3号の6～河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳等及びこれらの付近地域で、知事が特に指定する区域。</li> <li>・第4号 ～古墳、墓地及び火葬場</li> <li>・第5号 ～官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院及び公衆便所の敷地内</li> <li>・第6号 ～知事が指定する歴史的又は芸術的価値を有する社寺、仏堂及び教会のある境域内</li> </ul>			
	<p>自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の所在、名称、内容、商品標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの（条例第6条第1項第3号関係）</p>	表示面積の合計が1事業所又は1営業所当たり10㎡以内及び高さ5m以下のものであること。		
	適用除外基準	表示面積及び高さ	1面の表示面積が3.5㎡以内かつ表示面積7㎡以内及び高さ5m以下のものであること。	
		数 量	4個以下	
		同一施設等への案内を目的とする広告物又はこれを掲出する物件の相互間距離	500m以上であること。	
		表示又は設置の場所	案内誘導しようとする施設等から5km以内であること。	
		表示方法	発光装置又は照明装置の光源が点滅又は回転しないものであること	

区 分	地域及び適用除外基準（条文内容は簡略化）	
許 可 地 域	条例第3条第1項各号に掲げる地域又は場所。ただし、条例第2条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。	
	適用除外基準	<p>自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの（条例第6条第1項第3号関係）</p> <p>表示面積の合計が1事業所又は1営業所当たり10㎡以内で、かつ、高さが別表第2に定める地域又は場所の区分に応じて別表第3第1号に定める基準を満たすものであること。</p>

## 9 許可基準の運用（事務取扱要領）

種 類		基 準
地上広告物	高さ基準の運用	案内用広告物及び規則別表第3第1号の表第6種許可地域の項に定める自家用広告物のうち、地上広告物にあつては、その視認性に配慮し、全面道路等の構造上から特にやむを得ないものと認められるときは、規則別表第3第1号の表第6種許可地域の項及び別表第7に定める「高さ」の基準は、当該道路等の路面からの高さについて適用するものとする。
壁面広告物	すみ切りの壁面	すみ切りの壁面は、その左右いずれかの壁面と一体として取り扱うものとする。
分割表示物	一の表示内容を複数の広告物又は掲出物件に分割して表示するもの。	<p>1 壁面から突き出して装置されるものは、一の表示内容の面積の総和を表示面積とする。</p> <p>2 屋上に装置されるものは、表示面相互の間隔が1表示面分以下のものでなければならない。</p>
簡易広告物		<p>1 建築物その他の工作物の壁面に表示するものは、一の壁面に同一内容のものを連続して表示しないものとする。</p> <p>2 建設現場の壁面、足場、仮囲い等のシートを利用した広告物は、簡易広告物（広告幕等）として取り扱うものとする。</p>